

羽島市地域防災計画修正案〔一般対策計画〕新旧対照表

頁	現計画	修正後	修正理由
目次	目次	目次	記載誤りに伴う修正
-1	第1章 (略)	第1章 (略)	
	第2章 (略)	第2章 (略)	
-3	第3章 (略)	第3章 (略)	
-4	第24節 遺体の捜索・取り扱い・ <u>埋葬</u> (略)	第24節 遺体の捜索・取り扱い・ <u>埋火葬</u> (略)	
1	第1章 総 則 (略)	第1章 総 則 (略)	県計画の変更に伴う修正
3	第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務または業務の大綱 (略)	第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務または業務の大綱 (略)	
4	第2項 処理すべき事務又は業務の大綱 (略)	第2項 処理すべき事務又は業務の大綱 (略)	
	3 指定地方行政機関 (略)	3 指定地方行政機関 (略)	
5	(4) 東海農政局 ア 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり防止区域内の農地地域に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全対策の推進 イ 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報の収集 ウ 被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るための必要な指導 エ 被災地における農産物等の病虫害防除に関する応急措置についての指導 オ 農地、農業用施設等の災害時における応急措置についての指導並びにこれらの災害復旧事業の実施及び指導 カ 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等についての応急措置 キ 農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等 ク 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等に関する指導 ケ <u>応急用食料の供給支援に充てる在庫量の調査及び調達並びに供給体制の整備</u> コ 被害を受けた関係業者・団体の被災状況の把握 サ 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、消費	(4) 東海農政局 ア 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり防止区域内の農地地域に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全対策の推進 イ 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報の収集 ウ 被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るための必要な指導 エ 被災地における農産物等の病虫害防除に関する応急措置についての指導 オ 農地、農業用施設等の災害時における応急措置についての指導並びにこれらの災害復旧事業の実施及び指導 カ 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等についての応急措置 キ 農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等 ク 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等に関する指導 <u>(削除)</u> <u>ケ</u> 被害を受けた関係業者・団体の被災状況の把握 <u>コ</u> 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、消費	
6			

羽島市地域防災計画修正案〔一般対策計画〕新旧対照表

頁	現計画	修正後	修正理由
	者に提供するための緊急相談窓口の設置 <u>シ 必要に応じ、職員の派遣による食料供給活動の支援</u> (略) (9) 東海総合通信局 ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信 <u>（追加）</u> の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ウ 被災地区における電気通信施設 <u>（追加）</u> の被害状況の調査 エ 各種非常通信訓練の計画及びその実施についての指導 オ 非常通信協議会の運営 カ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与 (略)	者に提供するための緊急相談窓口の設置 <u>（削除）</u> (略) (9) 東海総合通信局 ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信 <u>及び放送</u> の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ウ 被災地区における電気通信施設、 <u>放送設備等</u> の被害状況の調査 エ 各種非常通信訓練の計画及びその実施についての指導 オ 非常通信協議会の運営 カ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与 (略)	県計画の変更に伴う修正
14	第2章 災害予防 第1節 総 則 第1項 防災協働社会の形成推進 (略) 2 推進体制 (略) (4) 関係機関と連携した防災対策の整備 市は平常時から県及び市町村等関係機関間や、企業等との間で協定の締結や連絡手段の確保などの連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。 <u>。</u> (略)	第2章 災害予防 第1節 総 則 第1項 防災協働社会の形成推進 (略) 2 推進体制 (略) (4) 関係機関と連携した防災対策の整備 市は平常時から県及び市町村等関係機関間や、企業等との間で協定の締結や連絡手段の確保などの連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める <u>ものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。</u> (略)	県計画の変更に伴う修正
15	第2項 防災業務施設及び設備等の整備 (略) 2 消防施設及び設備等 市は、消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓及び防火水槽等の消防用水利並びに消防通信施設及びその他の消防施設や設備の整備と維持管理に努め、災害時の即応体制の確立を期する。 特に、特殊火災（危険物施設、高層ビル等）に対処するための、化学車 <u>や</u> は	第2項 防災業務施設及び設備等の整備 (略) 2 消防施設及び設備等 市は、消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓及び防火水槽等の消防用水利並びに消防通信施設及びその他の消防施設や設備の整備と維持管理に努め、災害時の即応体制の確立を期する。 特に、特殊火災（危険物施設、高層ビル等）に対処するための、化学車 <u>等</u> の	令和元年11月にはしご車を廃車

羽島市地域防災計画修正案〔一般対策計画〕新旧対照表

頁	現計画	修正後	修正理由
16	<u>しご車</u>の維持管理には十分配慮するとともに、化学消火薬剤等の備蓄と整備を図る。 (略) 6 災害対策本部施設の整備 市は、災害対策活動の中核拠点として、迅速正確な災害情報の収集伝達及び迅速的確な指揮指令機能を有する災害対策本部機能の強化を推進するとともに、大規模な災害により本庁舎が損壊し、災害対策活動が実施不可能になることを避けるため、災害対策本部機能を持った代替施設の整備を図り、また、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。 災害情報を一元的に把握し、共有することできる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。 <u>(追加)</u>	維持管理には十分配慮するとともに、化学消火薬剤等の備蓄と整備を図る。 (略) 6 災害対策本部施設の整備 市は、災害対策活動の中核拠点として、迅速正確な災害情報の収集伝達及び迅速的確な指揮指令機能を有する災害対策本部機能の強化を推進するとともに、大規模な災害により本庁舎が損壊し、災害対策活動が実施不可能になることを避けるため、災害対策本部機能を持った代替施設の整備を図り、また、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。 災害情報を一元的に把握し、共有することできる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。 <u>また、来庁者用の駐車場については、緊急通行車両用の駐車場など、災害応急対策のために必要なスペースとする。</u>	にしているため
25	(略) 第5節 ボランティア活動の環境整備 (略) 1 ボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくり 市は、羽島市社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部<u>及び</u>各種ボランティア団体との連携を図り、住民のボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行う。 その際、ボランティアの活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。 (略) 4 ボランティア活動の推進 (1) ボランティアセンターの設置 羽島市社会福祉協議会は、ボランティアセンターを福祉ふれあい会館に設置し、広報及び啓発によるボランティア募集のほか、福祉教育や研修によるボランティア育成とともに、受け入れ側との連絡調整等を行う等のボランティア活動の推進を図る。 また、市、県及び岐阜県社会福祉協議会は、ボランティアセンターの設置と	(略) 第5節 ボランティア活動の環境整備 (略) 1 ボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくり 市は、羽島市社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部<u>並びに</u>各種ボランティア団体<u>及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、</u>住民のボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行う。 その際、ボランティアの活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。 (略) 4 ボランティア活動の推進 (1) ボランティアセンターの設置 羽島市社会福祉協議会は、ボランティアセンターを福祉ふれあい会館に設置し、広報及び啓発によるボランティア募集のほか、福祉教育や研修によるボランティア育成とともに、受け入れ側との連絡調整等を行う等のボランティア活動の推進を図る。 また、市、県及び岐阜県社会福祉協議会は、ボランティアセンターの設置と	来庁者用の駐車場整備を公共施設等適正管理推進事業債（市町村役場機能緊急保全事業）の対象とするため
			県計画の変更に伴う修正

頁	現計画	修正後	修正理由
26	運営について指導及び支援を行う。 <u>（追加）</u> （略） 第 6 節 広域応援体制の整備 （略） 1 広域応援体制の整備 市は、県または市域を越えた広域の災害時における応援協定等の締結に努めるとともに、県内市町村の災害時相互応援体制の充実を図る。 <u>（追加）</u> また、災害発生時、周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとし、相互応援協定等に基づき、市内に派遣される応援部隊の受入れ態勢及び活動基盤となる施設等の整備を進める。 （略）	運営について指導及び支援を行う。 <u>市はボランティアセンターの運営に積極的に参画するとともに、県はその取り組みを支援するものとする。</u> （略） 第 6 節 広域応援体制の整備 （略） 1 広域応援体制の整備 市は、県または市域を越えた広域の災害時における応援協定等の締結に努めるとともに、県内市町村の災害時相互応援体制の充実を図る。 <u>なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。</u> また、災害発生時、周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとし、相互応援協定等に基づき、市内に派遣される応援部隊の受入れ態勢及び活動基盤となる施設等の整備を進める。 （略）	県計画の変更に伴う修正
28	第 8 節 防災通信設備等の整備 （略）	第 8 節 防災通信設備等の整備 （略）	
29	7 情報の収集と伝達方法の多様化 (1) 災害現場からの情報収集 市は、あらかじめ、災害現場に赴き情報収集に当たる職員を指定するとともに、自主防災組織等の情報担当者との連絡体制を確立し、 <u>（追加）</u> 災害現場情報等の収集に努める。 （略）	7 情報の収集と伝達方法の多様化 (1) 災害現場からの情報収集 市は、あらかじめ、災害現場に赴き情報収集に当たる職員を指定するとともに、自主防災組織等の情報担当者との連絡体制を確立し、 <u>また、小型無人機（ドローン）等の機材を整備するなど、</u> 災害現場情報等の収集に努める。 （略）	県計画の変更に伴う修正
32	第 10 節 水害予防対策 【方針】 洪水等による水害を防止するための必要な水防組織、施設の整備等は、別に定める「羽島市水防計画」によるが、水害と関連のある道路施設、治水事業、農地防災の各予防対策 <u>（追加）</u> については次に定めるところによる。 （略） 4 水害リスクの開示 市は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取り組みを行う契機となるよう、わかりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。 <u>（追加）</u>	第 10 節 水害予防対策 【方針】 洪水等による水害を防止するための必要な水防組織、施設の整備等は、別に定める「羽島市水防計画」によるが、水害と関連のある道路施設、治水事業、農地防災の各予防対策、 <u>避難に関する情報等</u> については次に定めるところによる。 （略） 4 水害リスクの開示 市は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取り組みを行う契機となるよう、わかりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。 <u>市は、これらの情報を活用し、水害の発生に備えたタイムライン及びハザ</u>	県計画の変更に伴う修正

頁	現計画	修正後	修正理由
38	で事前に<u>（追加）</u>避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。 市及び各<u>（追加）</u>避難所の運営者は、<u>（追加）</u>避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。 （略） 7 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等の基準の策定 （略） また、気象警報、避難勧告等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくとともに、市長不在時における避難勧告、避難指示（緊急）等の発令について、その判断に遅れを生じることがないよう代理規定等を整備するように努めるものとする。 <u>（追加）</u>	で事前に<u>指定</u>避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。 市及び各<u>指定</u>避難所の運営者は、<u>指定</u>避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。 （略） 7 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等の基準の策定 （略） また、気象警報、避難勧告等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくとともに、市長不在時における避難勧告、避難指示（緊急）等の発令について、その判断に遅れを生じることがないよう代理規定等を整備するように努めるものとする。 <u>市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難勧告等の発令基準を策定することとする。</u> （略）	県計画の変更に伴う修正
38-1	10 浸水想定区域における避難確保のための措置 国及び県は、洪水予報を実施する河川又は洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、市長に通知するものとする。 <u>（追加）</u>	10 浸水想定区域における避難確保のための措置 国及び県は、洪水予報を実施する河川又は洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、市長に通知するものとする。 <u>市は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者、その他の者へ周知するものとする。</u>	県計画の変更に伴う修正
40	（略） 第 15 節 要配慮者・避難行動要支援者対策 （略） 1 地域ぐるみの支援体制づくり 市は、市計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等	（略） 第 15 節 要配慮者・避難行動要支援者対策 （略） 1 地域ぐるみの支援体制づくり 市は、市計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等	

羽島市地域防災計画修正案〔一般対策計画〕新旧対照表

頁	現計画	修正後	修正理由
41	を行うための措置について定める。 市は、市計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。 (略) 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から(追加)避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。 (略) 5 外国人に対する防災対策 市及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努める。 (1) 避難場所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに多言語化を推進 (2) 地域全体で要配慮者への支援システムや救助体制を整備 (3) 多言語による防災知識の普及活動を推進 (4) 外国人を対象とした防災教育や防災訓練の普及 (5) 多言語による災害時の行動マニュアルの作成及び配布 (追加) (略)	を行うための措置について定める。 市は、市計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成<u>しておかなければならない。</u> (略) 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から<u>指定</u>避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。 (略) 5 外国人に対する防災対策 市及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努める。 (1) 避難場所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに多言語化を推進 (2) 地域全体で要配慮者への支援システムや救助体制を整備 (3) 多言語による防災知識の普及活動を推進 (4) 外国人を対象とした防災教育や防災訓練の普及 (5) 多言語による災害時の行動マニュアルの作成及び配布 <u>(6) インターネットなど多様な手段を用いた、多言語による災害情報等の提供</u> (略)	県計画の変更に伴う修正
52	第 22 節 ライフライン施設対策 (略)	第 22 節 ライフライン施設対策 (略)	
54	(追加)	<u>9 電線類</u> <u>道路管理者は、電線類の地中化を推進するものとする。</u> <u>また、市は、道路沿いの電線周囲の危険な立木の伐採等を推進する。</u>	県計画の変更に伴う修正
59	<u>9</u> ライフラインの代替機能の確保 (略) 第 25 節 企業防災の促進 (略) 1 企業の取り組み 企業は、大規模災害発生時の企業の果たすべき社会的役割を十分に認識し、(追加)各企業において、災害時に重要業務を継続するための BCP を策定・運	<u>10</u> ライフラインの代替機能の確保 (略) 第 25 節 企業防災の促進 (略) 1 企業の取り組み 企業は、大規模災害発生時の企業の果たすべき社会的役割を十分に認識し、<u>自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロ</u>	県計画の変更に伴う修正

羽島市地域防災計画修正案〔一般対策計画〕新旧対照表

頁	現計画	修正後	修正理由
60	用するよう努めるとともに、防災体制の整備や防災訓練に加えて、予想被害からの復旧計画策定や各計画の点検や見直し等をはじめとする BCM に取り組むなどの防災活動の推進に努める。	<u>ールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。</u> 各企業において、災害時に重要業務を継続するための BCP を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、 <u>防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保</u> 、予想被害からの復旧計画策定や各計画の点検や見直し等をはじめとする BCM に取り組むなどの防災活動の推進に努める。	県計画の変更に伴う修正
	(略) 2 企業防災の促進のための取り組み 市、県、商工団体等は、企業の従業員の防災意識の高揚を図るとともに、 <u>BCP の策定や BCM の取り組みを促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援策を展開し、企業の防災力向上の推進を図る。</u> <u>(追加)</u> また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを行う。	(略) 2 企業防災の促進のための取り組み 市、県、商工団体等は、企業の従業員の防災意識の高揚を図るとともに、 <u>優良企業の表彰、企業の防災に係る取り組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。</u> <u>市及び県は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる BCP 策定支援及び BCM 構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。</u> また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを行う。	
79	(略) <u>(追加)</u>	(略) <u>(3) 施設等管理者</u> <u>浸水想定区域に位置し、市計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。</u>	県計画の変更に伴う修正
	(略) 第 3 章 災害応急対策 (略) 第 1 節 活動体制 第 1 項 活動体制の基準と分担任務 市は、災害応急活動のため必要な体制をとる。活動体制の基準は下表による。	(略) 第 3 章 災害応急対策 (略) 第 1 節 活動体制 第 1 項 活動体制の基準と分担任務 市は、災害応急活動のため必要な体制をとる。活動体制の基準は下表による。	

羽島市地域防災計画修正案〔一般対策計画〕新旧対照表

頁	現計画	修正後	修正理由
	ティアセンターを福祉ふれあい会館に設置する。災害 <u>救援</u> ボランティアセンターの運営は市本部及び県社会福祉協議会等と連携を図り、活動の詳細については、別に定める「災害 <u>救援</u> ボランティアセンター運営マニュアル」による。	ランティアセンターを福祉ふれあい会館に設置する。災害 <u>(削除)</u> ボランティアセンターの運営は市本部及び県社会福祉協議会等と連携を図り、活動の詳細については、別に定める「災害 <u>(削除)</u> ボランティアセンター運営マニュアル」による。	ンティアセンター運営マニュアル」に沿った修正
	4 岐阜県社会福祉協議会の活動 岐阜県社会福祉協議会は、災害のため必要があると認めるときは、市及び県と連携して、市町村社会福祉協議会が設置する災害 <u>救援</u> ボランティアセンターの支援を行う。また、被害が甚大で全国的な災害救援活動の必要があると認めるときは、全国社会福祉協議会に対し災害救援のための支援を要請する。 (略)	4 岐阜県社会福祉協議会の活動 岐阜県社会福祉協議会は、災害のため必要があると認めるときは、市及び県と連携して、市町村社会福祉協議会が設置する災害 <u>(削除)</u> ボランティアセンターの支援を行う。また、被害が甚大で全国的な災害救援活動の必要があると認めるときは、全国社会福祉協議会に対し災害救援のための支援を要請する。 (略)	「羽島市社会福祉協議会災害ボランティアセンター運営マニュアル」に沿った修正
103	第6節 交通応急対策 (略)	第6節 交通応急対策 (略)	
108	第2項 輸送手段の確保 (略)	第2項 輸送手段の確保 (略)	
110	11 緊急物資の地域内輸送拠点の運用 (略)	11 緊急物資の地域内輸送拠点の運用 (略)	
	(2) 地域内輸送拠点における業務	(2) 地域内輸送拠点における業務	
111	ア 緊急物資、救援物資の一時集積及び分類 イ <u>(追加)</u> 避難所等の物資需要情報の集約 ウ 配送先別の仕分け エ 小型車両への積み替え、発送 なお、大型車両による輸送は原則として地域内輸送拠点までとする。 また、ウ、エについては、ボランティアを積極的に活用する。	ア 緊急物資、救援物資の一時集積及び分類 イ <u>指定</u> 避難所等の物資需要情報の集約 ウ 配送先別の仕分け エ 小型車両への積み替え、発送 なお、大型車両による輸送は原則として地域内輸送拠点までとする。 また、ウ、エについては、ボランティアを積極的に活用する。	県計画の変更に伴う修正
	(3) <u>(追加)</u> 避難所等への輸送 <u>(追加)</u> 避難所等までの輸送は、原則として市が実施する。 (略)	(3) <u>指定</u> 避難所等への輸送 <u>指定</u> 避難所等までの輸送は、原則として市が実施する。 (略)	県計画の変更に伴う修正
115	第8節 警報・注意報・情報等の受理伝達 1 警報等の発表及び解除 (略)	第8節 警報・注意報・情報等の受理伝達 1 警報等の発表及び解除 (略)	
117	(3) 指定河川洪水予報等 ア 国の機関が行う洪水予報 木曽川上流河川事務所、木曽川下流河川事務所または庄内川河川事務所と岐阜地方気象台または名古屋地方気象台は、共同して水防法第10条第2項の規定により国土交通大臣が指定した河川(以下「国指定洪水予報河川」とい	(3) 指定河川洪水予報等 ア 国の機関が行う洪水予報 木曽川上流河川事務所、木曽川下流河川事務所または庄内川河川事務所と岐阜地方気象台または名古屋地方気象台は、共同して水防法第10条第2項の規定により国土交通大臣が指定した河川(以下「国指定洪水予報河川」とい	

頁	現計画	修正後	修正理由																																																																																																																																																																																				
118	う。)について、それぞれの河川名を付したはん濫注意情報、はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報を発表及び解除する。洪水予報の種類と基準等は、「岐阜県水防計画」の定めるところによる。 イ 県と気象台が共同で行う洪水予報 県と岐阜地方気象台は、共同して水防法第 11 条第 1 項の規定により県知事が指定した河川(以下「県指定洪水予報河川」という。)について、それぞれの河川名を付したはん濫注意情報、はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報を発表及び解除する。洪水予報の種類と基準等は、「岐阜県水防計画」の定めるところによる。 ウ 国が行うはん濫危険水位(特別警戒水位)到達情報 木曽川上流河川事務所、木曽川下流河川事務所または庄内川河川事務所は、水防法第 13 条第 1 項の規定により国土交通大臣が指定した河川(以下「水位情報周知河川」という。)について、はん濫危険水位(特別警戒水位)を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、はん濫警戒情報として水位または流量を周知させる。はん濫危険水位(特別警戒水位)到達情報の種類等は、「岐阜県水防計画」の定めるところによる。 エ 都道府県が行うはん濫危険水位(特別警戒水位)到達情報 県は、水防法第 13 条第 2 項の規定により県知事が指定した河川(以下「水位情報周知河川」という。)について、はん濫危険水位(特別警戒水位)を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、はん濫警戒情報として水位または流量を周知させる。はん濫危険水位(特別警戒水位)到達情報の種類等は、「岐阜県水防計画」の定めるところによる。 (4) 危険水位一覧(太字は各河川に対する市の基準観測点) <table><tr><th rowspan="2">河川名[㊦]</th><th rowspan="2">観測所名[㊦]</th><th rowspan="2">零点高[㊦] (m)</th><th colspan="6">基準水位(m)[㊦]</th></tr><tr><th>水防団[㊦] 待機水位[㊦]</th><th>はん濫[㊦] 注意水位[㊦]</th><th>出動水位[㊦]</th><th>避難判断[㊦] 水位[㊦]</th><th>はん濫[㊦] 危険水位[㊦]</th><th>計画高[㊦] 水位[㊦]</th></tr><tr><td rowspan="4">木曽川[㊦]</td><td>今渡[㊦]</td><td>55.59</td><td>4.00</td><td>5.50</td><td>7.30</td><td>11.10</td><td>11.50</td><td>12.09</td></tr><tr><td>大山[㊦]</td><td>35.30</td><td>5.80</td><td>9.20</td><td>10.40</td><td>11.60</td><td>12.20</td><td>14.21</td></tr><tr><td>登松[㊦]</td><td>0.00</td><td>7.60</td><td>10.40</td><td>11.30</td><td>13.40</td><td>13.60</td><td>14.15</td></tr><tr><td>起[㊦]</td><td>5.13</td><td>1.50</td><td>4.00</td><td>4.80</td><td>—</td><td>—</td><td>7.36</td></tr><tr><td rowspan="3">長良川[㊦]</td><td>慧節[㊦]</td><td>12.56</td><td>1.00</td><td>2.00</td><td>3.50</td><td>5.30</td><td>5.50</td><td>6.68</td></tr><tr><td>望模[㊦]</td><td>4.22</td><td>2.50</td><td>4.00</td><td>5.00</td><td>7.20</td><td>7.70</td><td>7.94</td></tr><tr><td>長良歳戸[㊦]</td><td>0.65</td><td>3.00</td><td>4.50</td><td>5.60</td><td>6.70</td><td>7.00</td><td>7.42</td></tr><tr><td rowspan="2">境川[㊦]</td><td>薦橋[㊦]</td><td>—</td><td>10.00</td><td>10.20</td><td>—</td><td>10.30</td><td>10.60</td><td>—</td></tr><tr><td>栄川橋[㊦]</td><td>—</td><td>5.50</td><td>6.00</td><td>6.40</td><td>6.70</td><td>—</td><td>—</td></tr></table>	河川名 [㊦]	観測所名 [㊦]	零点高 [㊦] (m)	基準水位(m) [㊦]						水防団 [㊦] 待機水位 [㊦]	はん濫 [㊦] 注意水位 [㊦]	出動水位 [㊦]	避難判断 [㊦] 水位 [㊦]	はん濫 [㊦] 危険水位 [㊦]	計画高 [㊦] 水位 [㊦]	木曽川 [㊦]	今渡 [㊦]	55.59	4.00	5.50	7.30	11.10	11.50	12.09	大山 [㊦]	35.30	5.80	9.20	10.40	11.60	12.20	14.21	登松 [㊦]	0.00	7.60	10.40	11.30	13.40	13.60	14.15	起 [㊦]	5.13	1.50	4.00	4.80	—	—	7.36	長良川 [㊦]	慧節 [㊦]	12.56	1.00	2.00	3.50	5.30	5.50	6.68	望模 [㊦]	4.22	2.50	4.00	5.00	7.20	7.70	7.94	長良歳戸 [㊦]	0.65	3.00	4.50	5.60	6.70	7.00	7.42	境川 [㊦]	薦橋 [㊦]	—	10.00	10.20	—	10.30	10.60	—	栄川橋 [㊦]	—	5.50	6.00	6.40	6.70	—	—	う。)について、それぞれの河川名を付した氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報を発表及び解除する。洪水予報の種類と基準等は、「岐阜県水防計画」の定めるところによる。 イ 県と気象台が共同で行う洪水予報 県と岐阜地方気象台は、共同して水防法第 11 条第 1 項の規定により県知事が指定した河川(以下「県指定洪水予報河川」という。)について、それぞれの河川名を付した氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報を発表及び解除する。洪水予報の種類と基準等は、「岐阜県水防計画」の定めるところによる。 ウ 国が行う氾濫危険水位(特別警戒水位)到達情報 木曽川上流河川事務所、木曽川下流河川事務所または庄内川河川事務所は、水防法第 13 条第 1 項の規定により国土交通大臣が指定した河川(以下「水位情報周知河川」という。)について、氾濫危険水位(特別警戒水位)を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、氾濫警戒情報として水位または流量を周知させる。氾濫危険水位(特別警戒水位)到達情報の種類等は、「岐阜県水防計画」の定めるところによる。 エ 都道府県が行う氾濫危険水位(特別警戒水位)到達情報 県は、水防法第 13 条第 2 項の規定により県知事が指定した河川(以下「水位情報周知河川」という。)について、氾濫危険水位(特別警戒水位)を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、氾濫警戒情報として水位または流量を周知させる。氾濫危険水位(特別警戒水位)到達情報の種類等は、「岐阜県水防計画」の定めるところによる。 (4) 危険水位一覧(太字は各河川に対する市の基準観測点) <table><tr><th rowspan="2">河川名[㊦]</th><th rowspan="2">観測所名[㊦]</th><th rowspan="2">零点高[㊦] (m)</th><th colspan="6">基準水位(m)[㊦]</th></tr><tr><th>水防団[㊦] 待機水位[㊦]</th><th>氾濫[㊦] 注意水位[㊦]</th><th>出動水位[㊦]</th><th>避難判断[㊦] 水位[㊦]</th><th>氾濫[㊦] 危険水位[㊦]</th><th>計画高[㊦] 水位[㊦]</th></tr><tr><td rowspan="4">木曽川[㊦]</td><td>今渡[㊦]</td><td>55.59</td><td>4.00</td><td>5.50</td><td>7.30</td><td>11.10</td><td>11.50</td><td>12.09</td></tr><tr><td>大山[㊦]</td><td>35.30</td><td>5.80</td><td>9.20</td><td>10.40</td><td>11.60</td><td>12.20</td><td>14.21</td></tr><tr><td>登松[㊦]</td><td>0.00</td><td>7.60</td><td>10.40</td><td>11.30</td><td>13.40</td><td>13.60</td><td>14.15</td></tr><tr><td>起[㊦]</td><td>5.13</td><td>1.50</td><td>4.00</td><td>4.80</td><td>—</td><td>—</td><td>7.36</td></tr><tr><td rowspan="3">長良川[㊦]</td><td>慧節[㊦]</td><td>12.56</td><td>1.00</td><td>2.00</td><td>3.50</td><td>5.30</td><td>5.50</td><td>6.68</td></tr><tr><td>望模[㊦]</td><td>4.22</td><td>2.50</td><td>4.00</td><td>5.00</td><td>7.20</td><td>7.70</td><td>7.94</td></tr><tr><td>長良歳戸[㊦]</td><td>0.65</td><td>3.00</td><td>4.50</td><td>5.60</td><td>6.70</td><td>7.00</td><td>7.42</td></tr><tr><td rowspan="2">境川[㊦]</td><td>薦橋[㊦]</td><td>—</td><td>10.00</td><td>10.20</td><td>—</td><td>10.30</td><td>10.60</td><td>—</td></tr><tr><td>栄川橋[㊦]</td><td>—</td><td>5.50</td><td>6.00</td><td>6.40</td><td>6.70</td><td>—</td><td>—</td></tr></table>	河川名 [㊦]	観測所名 [㊦]	零点高 [㊦] (m)	基準水位(m) [㊦]						水防団 [㊦] 待機水位 [㊦]	氾濫 [㊦] 注意水位 [㊦]	出動水位 [㊦]	避難判断 [㊦] 水位 [㊦]	氾濫 [㊦] 危険水位 [㊦]	計画高 [㊦] 水位 [㊦]	木曽川 [㊦]	今渡 [㊦]	55.59	4.00	5.50	7.30	11.10	11.50	12.09	大山 [㊦]	35.30	5.80	9.20	10.40	11.60	12.20	14.21	登松 [㊦]	0.00	7.60	10.40	11.30	13.40	13.60	14.15	起 [㊦]	5.13	1.50	4.00	4.80	—	—	7.36	長良川 [㊦]	慧節 [㊦]	12.56	1.00	2.00	3.50	5.30	5.50	6.68	望模 [㊦]	4.22	2.50	4.00	5.00	7.20	7.70	7.94	長良歳戸 [㊦]	0.65	3.00	4.50	5.60	6.70	7.00	7.42	境川 [㊦]	薦橋 [㊦]	—	10.00	10.20	—	10.30	10.60	—	栄川橋 [㊦]	—	5.50	6.00	6.40	6.70	—	—	県計画の変更に伴う修正
	河川名 [㊦]				観測所名 [㊦]	零点高 [㊦] (m)	基準水位(m) [㊦]																																																																																																																																																																																
		水防団 [㊦] 待機水位 [㊦]	はん濫 [㊦] 注意水位 [㊦]	出動水位 [㊦]			避難判断 [㊦] 水位 [㊦]	はん濫 [㊦] 危険水位 [㊦]	計画高 [㊦] 水位 [㊦]																																																																																																																																																																														
	木曽川 [㊦]	今渡 [㊦]	55.59	4.00	5.50	7.30	11.10	11.50	12.09																																																																																																																																																																														
大山 [㊦]		35.30	5.80	9.20	10.40	11.60	12.20	14.21																																																																																																																																																																															
登松 [㊦]		0.00	7.60	10.40	11.30	13.40	13.60	14.15																																																																																																																																																																															
起 [㊦]		5.13	1.50	4.00	4.80	—	—	7.36																																																																																																																																																																															
長良川 [㊦]	慧節 [㊦]	12.56	1.00	2.00	3.50	5.30	5.50	6.68																																																																																																																																																																															
	望模 [㊦]	4.22	2.50	4.00	5.00	7.20	7.70	7.94																																																																																																																																																																															
	長良歳戸 [㊦]	0.65	3.00	4.50	5.60	6.70	7.00	7.42																																																																																																																																																																															
境川 [㊦]	薦橋 [㊦]	—	10.00	10.20	—	10.30	10.60	—																																																																																																																																																																															
	栄川橋 [㊦]	—	5.50	6.00	6.40	6.70	—	—																																																																																																																																																																															
河川名 [㊦]	観測所名 [㊦]	零点高 [㊦] (m)	基準水位(m) [㊦]																																																																																																																																																																																				
			水防団 [㊦] 待機水位 [㊦]	氾濫 [㊦] 注意水位 [㊦]	出動水位 [㊦]	避難判断 [㊦] 水位 [㊦]	氾濫 [㊦] 危険水位 [㊦]	計画高 [㊦] 水位 [㊦]																																																																																																																																																																															
木曽川 [㊦]	今渡 [㊦]	55.59	4.00	5.50	7.30	11.10	11.50	12.09																																																																																																																																																																															
	大山 [㊦]	35.30	5.80	9.20	10.40	11.60	12.20	14.21																																																																																																																																																																															
	登松 [㊦]	0.00	7.60	10.40	11.30	13.40	13.60	14.15																																																																																																																																																																															
	起 [㊦]	5.13	1.50	4.00	4.80	—	—	7.36																																																																																																																																																																															
長良川 [㊦]	慧節 [㊦]	12.56	1.00	2.00	3.50	5.30	5.50	6.68																																																																																																																																																																															
	望模 [㊦]	4.22	2.50	4.00	5.00	7.20	7.70	7.94																																																																																																																																																																															
	長良歳戸 [㊦]	0.65	3.00	4.50	5.60	6.70	7.00	7.42																																																																																																																																																																															
境川 [㊦]	薦橋 [㊦]	—	10.00	10.20	—	10.30	10.60	—																																																																																																																																																																															
	栄川橋 [㊦]	—	5.50	6.00	6.40	6.70	—	—																																																																																																																																																																															
	基準水位の出動については水防団の出動要請、避難判断及びはん濫危険につ	基準水位の出動については水防団の出動要請、避難判断及び氾濫危険につい	県計画の変更に伴う修正																																																																																																																																																																																				

一般-12

頁	現計画	修正後	修正理由
147	いては避難勧告発令の基準とする。 (略) 第 10 節 災害広報 (略)	ては避難勧告発令の基準とする。 (略) 第 10 節 災害広報 (略)	県計画の変更に伴う修正
148	5 被災者等への広報の配慮 市及び県等は、文字放送、外国語放送等のさまざまな広報手段を活用し、要配慮者の多様なニーズに配慮したわかりやすい情報伝達に努める。 また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者及び所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した広報を行う。 <u>(追加)</u>	5 被災者等への広報の配慮 市及び県等は、文字放送、外国語放送等のさまざまな広報手段を活用し、要配慮者の多様なニーズに配慮したわかりやすい情報伝達に努める。 また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者及び所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した広報を行う。 <u>特に外国人に対しては、多言語による災害情報の発信に配慮するものとする。</u>	
152	(略) 第 13 節 県防災ヘリコプターの活用 (略) 1 災害応急対策活動のための防災ヘリコプターの出動 県知事は、市長から防災ヘリコプター <u>の応援要請</u> があり、次の要件のいずれかに該当するときは、防災ヘリコプターの出動による <u>応援</u> を行う。また、県知事は、県域内に災害等が発生し、または発生のおそれがある場合、防災ヘリコプターを出動させる。 (1) 災害の状況把握及び情報収集が必要な場合 (2) 被災地等への救援物資等の輸送及び応援要員等の搬送が必要な場合 (3) 住民への避難誘導及び警報等の伝達が必要な場合 (4) その他特に防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が必要と認められる場合 2 防災ヘリコプター <u>の応援要請</u> 市は、防災ヘリコプター <u>の応援要請</u> をする場合は、岐阜県防災ヘリコプター <u>応援協定</u> に基づき、県に対して次の事項を明らかにして行う。 (1) 災害の種類 (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況 (3) 災害発生現場の気象状態 (4) <u>飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制</u> (5) <u>災害現場の最高指揮者の職、氏名及び連絡手段</u> (6) <u>その他必要事項</u> 3 防災ヘリコプターの運航体制	(略) 第 13 節 県防災ヘリコプターの活用 (略) 1 災害応急対策活動のための防災ヘリコプターの出動 県知事は、市長から防災ヘリコプター <u>による支援の</u> 要請があり、次の要件のいずれかに該当するときは、防災ヘリコプターの出動による <u>支援</u> を行う。また、県知事は、県域内に災害等が発生し、または発生のおそれがある場合、防災ヘリコプターを出動させる。 (1) 災害の状況把握及び情報収集が必要な場合 (2) 被災地等への救援物資等の輸送及び応援要員等の搬送が必要な場合 (3) 住民への避難誘導及び警報等の伝達が必要な場合 (4) その他特に防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が必要と認められる場合 2 防災ヘリコプター <u>による支援の</u> 要請 市は、防災ヘリコプター <u>による支援を要請する</u> 場合は、岐阜県防災ヘリコプター <u>支援協定</u> に基づき、県に対して次の事項を明らかにして行う。 (1) 災害の種類 (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況 (3) 災害発生現場の気象状態 (4) <u>離着陸を伴う場合においては離着陸予定地</u> 及び地上支援体制 <u>(削除)</u> (5) その他必要事項 3 防災ヘリコプターの運航体制	県計画の変更に伴う修正 <

羽島市地域防災計画修正案〔一般対策計画〕新旧対照表

頁	現計画	修正後	修正理由
153	その他防災ヘリコプターの運航体制等については、「岐阜県防災ヘリコプター―<u>応援</u>協定」「岐阜県防災ヘリコプター運航管理要綱」の定めるところによる。 第14節 災害救助法の適用 （略） 1 制度の概要 災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るために、県知事が<u>国の機関</u>として応急救助を行うものであるが、救助の事務の一部を市長が行うこととすることができる。 救助の種類、程度、方法及び期間に関しては、<u>県知事が厚生労働大臣の承認を得て</u>定めることとされており、市及び県が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。ただし、市は一時繰替支弁することがある。 <u>（追加）</u> （略） 3 災害救助法の適用 市長は、災害により災害救助法を適用する必要があると認めた場合、県知事に対しその旨を要請する。 県知事は、市長の要請に基づき必要があると認めた場合、災害救助法を適用する。 <u>（追加）</u> （略）	その他防災ヘリコプターの運航体制等については、「岐阜県防災ヘリコプター―<u>支援</u>協定」「岐阜県防災ヘリコプター運航管理要綱」の定めるところによる。 第14節 災害救助法の適用 （略） 1 制度の概要 災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るために、県知事が<u>法定受託事務</u>として応急救助を行うものであるが、救助の事務の一部を市長が行うこととすることができる。 救助の種類、程度、方法及び期間に関しては、<u>内閣総理大臣が定める基準に従い県知事が</u>定めることとされており、市及び県が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。ただし、市は一時繰替支弁することがある。 <u>また、市及び県は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度などの積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。</u> <u>なお、市が申請し、県知事の意見を聴いた上で、内閣総理大臣が指定した場合は、救助主体（以下「救助実施市」という。）となることもできる。</u> （略） 3 災害救助法の適用 市長は、災害により災害救助法を適用する必要があると認めた場合、県知事に対しその旨を要請する。 県知事は、市長の要請に基づき必要があると認めた場合、災害救助法を適用する。 <u>また、県知事は多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合、災害救助法を適用する。</u> （略）	県計画の変更に伴う修正 県計画の変更に伴う修正 県計画の変更に伴う修正
156	第15節 避難対策 （略） 1 避難の勧告または指示 （略） (1) 市長の措置 （略） 市は、住民に対する避難のための避難勧告等を発令するにあたり、<u>（追加）</u>対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告及び避難指示（緊急）	第15節 避難対策 （略） 1 避難の勧告または指示 （略） (1) 市長の措置 （略） 市は、住民に対する避難のための避難勧告等を発令するにあたり、<u>県から提供される水害危険情報図等を基に、</u>対象地域の適切な設定等に留意するととも	県計画の変更に伴う修正 県計画の変更に伴う修正

頁	現計画	修正後	修正理由
158	を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努めるものとする。 市は、避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。 （略） 4 避難所の開設・運用 （1） 避難所の開設場所 市は、災害が発生するおそれがある場合又は発災時に、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始等の発令とあわせて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、要支援者のため、福祉避難所を開設するものとする。必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者の多様なニーズに配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。 なお、<u>（追加）</u> 避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、<u>当該地域に避難場所を設置・維持することの適否を検討する。</u> 市及び県は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等の利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。 （2） <u>（追加）</u> 避難所の周知 市長は、<u>（追加）</u> 避難所を開設した場合、その旨を告示して速やかに地域住民に周知するとともに、県をはじめ県警察、自衛隊等関係機関に連絡する。 （略）	に、避難勧告及び避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努めるものとする。 市は、避難勧告の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。 （略） 4 避難所の開設・運用 （1） 避難所の開設場所 市は、災害が発生するおそれがある場合又は発災時に、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始等の発令とあわせて指定避難所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。また、要支援者のため、福祉避難所を開設するものとする。必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者の多様なニーズに配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。 なお、<u>指定</u> 避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、<u>あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。</u> 市及び県は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等の利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。 （2） <u>指定</u> 避難所の周知 市長は、<u>指定</u> 避難所を開設した場合、その旨を告示して速やかに地域住民に周知するとともに、県をはじめ県警察、自衛隊等関係機関に連絡する。 （略） （10） <u>指定</u> 避難所の運営・管理等 市は、<u>指定避難所の運営が</u>あらかじめ定めた避難所運営マニュアル（在宅被災者への対応を含む。）に従って各 <u>指定</u> 避難所の適切な運営管理を行う。この際、<u>（追加）</u> 避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村対	県計画の変更に伴う修正 県計画の変更に伴う修正 県計画の変更に伴う修正
159	（10） <u>（追加）</u> 避難所の運営・管理等 市は、<u>（追加）</u> あらかじめ定めた避難所運営マニュアル（在宅被災者への対応を含む。）に従って各 <u>（追加）</u> 避難所の適切な運営管理を行う。この際、<u>（追加）</u> 避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村対	（10） <u>指定</u> 避難所の運営・管理等 市は、<u>指定避難所の運営が</u>あらかじめ定めた避難所運営マニュアル（在宅被災者への対応を含む。）に従って各 <u>指定</u> 避難所の適切な運営管理を行う。この際、<u>指定</u> 避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村対	県計画の変更に伴う修正

羽島市地域防災計画修正案〔一般対策計画〕新旧対照表

頁	現計画	修正後	修正理由
160	して協力を求める。また、<u>(追加)</u>避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。 市は、<u>(追加)</u>避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、<u>(追加)</u>トイレの設置<u>(追加)</u>状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や<u>(追加)</u>避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、<u>(追加)</u>避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 市は、<u>(追加)</u>避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による<u>(追加)</u>避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した<u>(追加)</u>避難所の運営に努める。また、外国人への対応について十分配慮するものとする。 市は、それぞれの<u>(追加)</u>避難所に受入れている避難者に係る情報及び<u>(追加)</u>避難所で生活せず<u>食事のみ</u>受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努めるものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供するものとする。 市は、やむを得ず<u>(追加)</u>避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。 (略) (13) <u>(追加)</u>避難所における措置 <u>(追加)</u>避難所における市長の実施する救援措置は、おおむね次のとおりとする。 ア 被災者の受入れ	に対して協力を求める。また、<u>指定</u>避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。 市は、<u>指定</u>避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、<u>下水道又は浄化槽の排水経路等を踏まえた</u>トイレの設置・<u>使用可能</u>状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や<u>指定</u>避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、<u>指定</u>避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 市は、<u>指定</u>避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による<u>指定</u>避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した<u>指定</u>避難所の運営に努める。また、外国人への対応について十分配慮するものとする。 市は、それぞれの<u>指定</u>避難所に受入れている避難者に係る情報及び<u>指定</u>避難所で生活せず<u>食料や水等を</u>受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努めるものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供するものとする。 市は、やむを得ず<u>指定</u>避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。 (略) (13) <u>指定</u>避難所における措置 <u>指定</u>避難所における市長の実施する救援措置は、おおむね次のとおりとする。 ア 被災者の受入れ	県計画の変更に伴う修正

羽島市地域防災計画修正案〔一般対策計画〕新旧対照表

頁	現計画	修正後	修正理由
161	イ 被災者に対する給水、給食措置 ウ 負傷者に対する医療救護措置 エ 被災者に対する生活必需品の供給措置 オ その他被災状況に応じた応援救援措置 (14) ボランティアの活用 市は、<u>(追加)</u> 避難所を開設するにあたって、日本赤十字社奉仕団、その他ボランティア団体の協力を得て、<u>(追加)</u> 避難所の生活環境の保持等に努める。 県は、市の実施する救援措置が円滑に行われるよう、ボランティアのあつせんをする。 (略)	イ 被災者に対する給水、給食措置 ウ 負傷者に対する医療救護措置 エ 被災者に対する生活必需品の供給措置 オ その他被災状況に応じた応援救援措置 (14) ボランティアの活用 市は、<u>指定</u>避難所を開設するにあたって、日本赤十字社奉仕団、その他ボランティア団体の協力を得て、<u>指定</u>避難所の生活環境の保持等に努める。 県は、市の実施する救援措置が円滑に行われるよう、ボランティアのあつせんをする。 (略)	県計画の変更に伴う修正
162	10 要配慮者への配慮 市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。 市及び県は、避難誘導、<u>(追加)</u> 避難所 <u>(追加)</u> での生活環境の保持及び応急仮設住宅への受入れに当たっては、要配慮者に十分配慮する。特に <u>(追加)</u> 避難所 <u>(追加)</u> での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努め、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。 (略)	10 要配慮者への配慮 市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。 市及び県は、避難誘導、<u>指定</u>避難所<u>等</u>での生活環境の保持及び応急仮設住宅への受入れに当たっては、要配慮者に十分配慮する。特に <u>指定</u>避難所<u>等</u>での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努め、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。 (略)	県計画の変更に伴う修正
162-1	12 広域一時滞在 市は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市外への広域的な避難及び <u>(追加)</u> 応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、県に調整を要請または、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。 (略)	12 広域一時滞在 市は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市外への広域的な避難及び <u>指定避難所</u>、応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、県に調整を要請または、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。 (略)	県計画の変更に伴う修正
171	第 19 節 要配慮者・避難行動要支援者対策 (略) 1 要配慮者・避難行動要支援者対策 市は、市計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。 市は、市計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を<u>作成する</u>	第 19 節 要配慮者・避難行動要支援者対策 (略) 1 要配慮者・避難行動要支援者対策 市は、市計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。 市は、市計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を<u>作成しな</u>	県計画の変更に伴う修正

羽島市地域防災計画修正案〔一般対策計画〕新旧対照表

頁	現計画	修正後	修正理由
172	<u>ものとする。</u> (略) 3 外国人対策 (略) (2) 正確な情報の伝達 県と市は、テレビ・ラジオ等の外国語放送による正確な情報を伝達するなど、外国人に対し、避難所や物資支給等の必要な情報が欠如、混乱することがないよう努める。	<u>なければならない。</u> (略) 3 外国人対策 (略) (2) 正確な情報の伝達 県と市は、テレビ・ラジオ等の外国語放送や多言語によるインターネットなどを通して正確な情報を伝達するなど、外国人に対し、避難所や物資支給等の必要な情報が欠如、混乱することがないよう努める。	県計画の変更に伴う修正
174	(略) 第 20 節 帰宅困難者対策 (略) 1 市民及び事業所等の啓発 市及び県は、都市圏において、公共機関が運行を停止し、帰宅困難者が大量に発生する場合は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、<u>(追加)</u> 滞在場所の確保などの帰宅困難者等への支援を行う。また、各種手段により、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業所の責務等、必要な啓発に努める。	(略) 第 20 節 帰宅困難者対策 (略) 1 市民及び事業所等の啓発 市及び県は、都市圏において、公共機関が運行を停止し、帰宅困難者が大量に発生する場合は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、<u>一時滞在施設</u>の確保などの帰宅困難者等への支援を行う。また、各種手段により、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業所の責務等、必要な啓発に努める。	
175	(略) 第 21 節 応急住宅対策 (略) 1 住宅確保の種別 住宅を失いまたは破損し、もしくは土石の侵入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修繕等は、おおむね次の種類及び順位による。	(略) 第 21 節 応急住宅対策 (略) 1 住宅確保の種別 住宅を失いまたは破損し、もしくは土石の侵入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修繕等は、おおむね次の種類及び順位による。	県計画の変更に伴う修正

頁	現計画			修正後			修正理由																																																																																						
176	<table><tr><th colspan="2">対 象 種 別</th><th>内 容</th></tr><tr><td rowspan="5">住 宅 の 確 保</td><td>1 自力確保</td><td>(1)自 費 建 設 (2)既 存 建 物 の 改 造 (3)借 用</td><td>被災世帯が自力(自費)で建設する。 被災を免れた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。 親戚その他一般の借家、貸間、アパート等を自力で借りる。</td></tr><tr><td>2 既存公営施設収容</td><td>(1)公 営 住 宅 入 居 (2)社会福祉施設への入所</td><td>既存公営住宅への特定入居、または目的外使用。 老人ホーム、児童福祉施設等、県、市町村または社会福祉法人の経営する施設への優先入所。</td></tr><tr><td>3 国庫資金融資</td><td>災害復興住宅融資 地すべり等関連住宅融資</td><td>自費で建設するには資金が不足する者に対して独立行政法人住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。</td></tr><tr><td>4 公営住宅建設</td><td>(1)災害公営住宅の建設 (2)一 般 公 営 住 宅 の 建 設</td><td>大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。 一般の公営住宅を建設する。</td></tr><tr><td>5 災害救助法による仮設住宅の供与</td><td></td><td>生活能力が低い世帯のため市町村が仮設の住宅を建設する。</td></tr><tr><td rowspan="4">住 宅 の 修 繕</td><td>1 自 費 修 繕</td><td>被災者が自力(自費)で修繕する。</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">2 資金融資</td><td>(1)国 庫 資 金 融 資 (2)そ の 他 公 費 融 資</td><td>自費で修繕するには資金が不足する者に独立行政法人住宅金融支援機構が融資(災害復興住宅融資)して補修する。 生活困窮世帯に対しては社会福祉協議会、及び県が融資して改築あるいは補修する。</td></tr><tr><td>3 災害救助法による応急修理</td><td></td><td>生活能力の低い世帯のため市町村が応急的に修繕する。</td></tr><tr><td>4 生活保護法による家屋修理</td><td></td><td>保護世帯に対し、生活保護法で修理する。</td></tr><tr><td rowspan="4">障 害 物 の 除 去 等</td><td>1 自 費 除 去</td><td>被災者が自力(自費)で除去する。</td><td></td></tr><tr><td>2 除 去 費 等 の 融 資</td><td></td><td>自力で整備するには資金が不足する者に対し住宅修繕同様融資して除去する。</td></tr><tr><td>3 災害救助法による除去</td><td></td><td>生活能力の低い世帯のために市町村が除去する。</td></tr><tr><td>4 生活保護法による除去</td><td></td><td>保護世帯に対し、土砂等の除去または屋根の雪下ろしを生活保護法で行う。</td></tr></table>	対 象 種 別		内 容	住 宅 の 確 保	1 自力確保	(1)自 費 建 設 (2)既 存 建 物 の 改 造 (3)借 用	被災世帯が自力(自費)で建設する。 被災を免れた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。 親戚その他一般の借家、貸間、アパート等を自力で借りる。	2 既存公営施設収容	(1)公 営 住 宅 入 居 (2)社会福祉施設への入所	既存公営住宅への特定入居、または目的外使用。 老人ホーム、児童福祉施設等、県、市町村または社会福祉法人の経営する施設への優先入所。	3 国庫資金融資	災害復興住宅融資 地すべり等関連住宅融資	自費で建設するには資金が不足する者に対して独立行政法人住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。	4 公営住宅建設	(1)災害公営住宅の建設 (2)一 般 公 営 住 宅 の 建 設	大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。 一般の公営住宅を建設する。	5 災害救助法による仮設住宅の供与		生活能力が低い世帯のため市町村が仮設の住宅を建設する。	住 宅 の 修 繕	1 自 費 修 繕	被災者が自力(自費)で修繕する。		2 資金融資	(1)国 庫 資 金 融 資 (2)そ の 他 公 費 融 資	自費で修繕するには資金が不足する者に独立行政法人住宅金融支援機構が融資(災害復興住宅融資)して補修する。 生活困窮世帯に対しては社会福祉協議会、及び県が融資して改築あるいは補修する。	3 災害救助法による応急修理		生活能力の低い世帯のため市町村が応急的に修繕する。	4 生活保護法による家屋修理		保護世帯に対し、生活保護法で修理する。	障 害 物 の 除 去 等	1 自 費 除 去	被災者が自力(自費)で除去する。		2 除 去 費 等 の 融 資		自力で整備するには資金が不足する者に対し住宅修繕同様融資して除去する。	3 災害救助法による除去		生活能力の低い世帯のために市町村が除去する。	4 生活保護法による除去		保護世帯に対し、土砂等の除去または屋根の雪下ろしを生活保護法で行う。	<table><tr><th colspan="2">対 象 種 別</th><th>内 容</th></tr><tr><td rowspan="5">住 宅 の 確 保</td><td>1 自力確保</td><td>(1)自 費 建 設 (2)既 存 建 物 の 改 造 (3)借 用</td><td>被災世帯が自力(自費)で建設する。 被災を免れた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。 親戚その他一般の借家、貸間、アパート等を自力で借りる。</td></tr><tr><td>2 既存公営施設収容</td><td>(1)公 営 住 宅 入 居 (2)社会福祉施設への入所</td><td>既存公営住宅への特定入居、または目的外使用。 老人ホーム、児童福祉施設等、県、市町村または社会福祉法人の経営する施設への優先入所。</td></tr><tr><td>3 国庫資金融資</td><td>災害復興住宅融資 地すべり等関連住宅融資</td><td>自費で建設するには資金が不足する者に対して独立行政法人住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。</td></tr><tr><td>4 災害救助法による仮設住宅供与</td><td></td><td>自らの資金では住宅を得ることができない者に対して市町村が仮設の住宅を供与する。</td></tr><tr><td>5 公営住宅建設</td><td>(1)災害公営住宅の建設 (2)一 般 公 営 住 宅 の 建 設</td><td>大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。 一般の公営住宅を建設する。</td></tr><tr><td rowspan="4">住 宅 の 修 繕</td><td>1 自 費 修 繕</td><td>被災者が自力(自費)で修繕する。</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">2 資金融資</td><td>(1)国 庫 資 金 融 資 (2)そ の 他 公 費 融 資</td><td>自費で修繕するには資金が不足する者に独立行政法人住宅金融支援機構が融資(災害復興住宅融資)して補修する。 生活困窮世帯に対しては社会福祉協議会、及び県が融資して改築あるいは補修する。</td></tr><tr><td>3 災害救助法による応急修理</td><td></td><td>自らの資金では住宅を得ることができない者に対して市町村が応急的に修繕する。</td></tr><tr><td>4 生活保護法による家屋修理</td><td></td><td>保護世帯に対し、生活保護法で修理する。</td></tr><tr><td rowspan="4">障 害 物 の 除 去 等</td><td>1 自 費 除 去</td><td>被災者が自力(自費)で除去する。</td><td></td></tr><tr><td>2 除 去 費 等 の 融 資</td><td></td><td>自力で整備するには資金が不足する者に対し住宅修繕同様融資して除去する。</td></tr><tr><td>3 災害救助法による除去</td><td></td><td>生活能力の低い世帯のために市町村が除去する。</td></tr><tr><td>4 生活保護法による除去</td><td></td><td>保護世帯に対し、土砂等の除去または屋根の雪下ろしを生活保護法で行う。</td></tr></table>	対 象 種 別		内 容	住 宅 の 確 保	1 自力確保	(1)自 費 建 設 (2)既 存 建 物 の 改 造 (3)借 用	被災世帯が自力(自費)で建設する。 被災を免れた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。 親戚その他一般の借家、貸間、アパート等を自力で借りる。	2 既存公営施設収容	(1)公 営 住 宅 入 居 (2)社会福祉施設への入所	既存公営住宅への特定入居、または目的外使用。 老人ホーム、児童福祉施設等、県、市町村または社会福祉法人の経営する施設への優先入所。	3 国庫資金融資	災害復興住宅融資 地すべり等関連住宅融資	自費で建設するには資金が不足する者に対して独立行政法人住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。	4 災害救助法による仮設住宅供与		自らの資金では住宅を得ることができない者に対して市町村が仮設の住宅を供与する。	5 公営住宅建設	(1)災害公営住宅の建設 (2)一 般 公 営 住 宅 の 建 設	大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。 一般の公営住宅を建設する。	住 宅 の 修 繕	1 自 費 修 繕	被災者が自力(自費)で修繕する。		2 資金融資	(1)国 庫 資 金 融 資 (2)そ の 他 公 費 融 資	自費で修繕するには資金が不足する者に独立行政法人住宅金融支援機構が融資(災害復興住宅融資)して補修する。 生活困窮世帯に対しては社会福祉協議会、及び県が融資して改築あるいは補修する。	3 災害救助法による応急修理		自らの資金では住宅を得ることができない者に対して市町村が応急的に修繕する。	4 生活保護法による家屋修理		保護世帯に対し、生活保護法で修理する。	障 害 物 の 除 去 等	1 自 費 除 去	被災者が自力(自費)で除去する。		2 除 去 費 等 の 融 資		自力で整備するには資金が不足する者に対し住宅修繕同様融資して除去する。	3 災害救助法による除去		生活能力の低い世帯のために市町村が除去する。	4 生活保護法による除去		保護世帯に対し、土砂等の除去または屋根の雪下ろしを生活保護法で行う。	県計画の変更に伴う修正
		対 象 種 別		内 容																																																																																									
住 宅 の 確 保	1 自力確保	(1)自 費 建 設 (2)既 存 建 物 の 改 造 (3)借 用	被災世帯が自力(自費)で建設する。 被災を免れた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。 親戚その他一般の借家、貸間、アパート等を自力で借りる。																																																																																										
	2 既存公営施設収容	(1)公 営 住 宅 入 居 (2)社会福祉施設への入所	既存公営住宅への特定入居、または目的外使用。 老人ホーム、児童福祉施設等、県、市町村または社会福祉法人の経営する施設への優先入所。																																																																																										
	3 国庫資金融資	災害復興住宅融資 地すべり等関連住宅融資	自費で建設するには資金が不足する者に対して独立行政法人住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。																																																																																										
	4 公営住宅建設	(1)災害公営住宅の建設 (2)一 般 公 営 住 宅 の 建 設	大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。 一般の公営住宅を建設する。																																																																																										
	5 災害救助法による仮設住宅の供与		生活能力が低い世帯のため市町村が仮設の住宅を建設する。																																																																																										
住 宅 の 修 繕	1 自 費 修 繕	被災者が自力(自費)で修繕する。																																																																																											
	2 資金融資	(1)国 庫 資 金 融 資 (2)そ の 他 公 費 融 資	自費で修繕するには資金が不足する者に独立行政法人住宅金融支援機構が融資(災害復興住宅融資)して補修する。 生活困窮世帯に対しては社会福祉協議会、及び県が融資して改築あるいは補修する。																																																																																										
		3 災害救助法による応急修理		生活能力の低い世帯のため市町村が応急的に修繕する。																																																																																									
	4 生活保護法による家屋修理		保護世帯に対し、生活保護法で修理する。																																																																																										
障 害 物 の 除 去 等	1 自 費 除 去	被災者が自力(自費)で除去する。																																																																																											
	2 除 去 費 等 の 融 資		自力で整備するには資金が不足する者に対し住宅修繕同様融資して除去する。																																																																																										
	3 災害救助法による除去		生活能力の低い世帯のために市町村が除去する。																																																																																										
	4 生活保護法による除去		保護世帯に対し、土砂等の除去または屋根の雪下ろしを生活保護法で行う。																																																																																										
対 象 種 別		内 容																																																																																											
住 宅 の 確 保	1 自力確保	(1)自 費 建 設 (2)既 存 建 物 の 改 造 (3)借 用	被災世帯が自力(自費)で建設する。 被災を免れた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。 親戚その他一般の借家、貸間、アパート等を自力で借りる。																																																																																										
	2 既存公営施設収容	(1)公 営 住 宅 入 居 (2)社会福祉施設への入所	既存公営住宅への特定入居、または目的外使用。 老人ホーム、児童福祉施設等、県、市町村または社会福祉法人の経営する施設への優先入所。																																																																																										
	3 国庫資金融資	災害復興住宅融資 地すべり等関連住宅融資	自費で建設するには資金が不足する者に対して独立行政法人住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。																																																																																										
	4 災害救助法による仮設住宅供与		自らの資金では住宅を得ることができない者に対して市町村が仮設の住宅を供与する。																																																																																										
	5 公営住宅建設	(1)災害公営住宅の建設 (2)一 般 公 営 住 宅 の 建 設	大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。 一般の公営住宅を建設する。																																																																																										
住 宅 の 修 繕	1 自 費 修 繕	被災者が自力(自費)で修繕する。																																																																																											
	2 資金融資	(1)国 庫 資 金 融 資 (2)そ の 他 公 費 融 資	自費で修繕するには資金が不足する者に独立行政法人住宅金融支援機構が融資(災害復興住宅融資)して補修する。 生活困窮世帯に対しては社会福祉協議会、及び県が融資して改築あるいは補修する。																																																																																										
		3 災害救助法による応急修理		自らの資金では住宅を得ることができない者に対して市町村が応急的に修繕する。																																																																																									
	4 生活保護法による家屋修理		保護世帯に対し、生活保護法で修理する。																																																																																										
障 害 物 の 除 去 等	1 自 費 除 去	被災者が自力(自費)で除去する。																																																																																											
	2 除 去 費 等 の 融 資		自力で整備するには資金が不足する者に対し住宅修繕同様融資して除去する。																																																																																										
	3 災害救助法による除去		生活能力の低い世帯のために市町村が除去する。																																																																																										
	4 生活保護法による除去		保護世帯に対し、土砂等の除去または屋根の雪下ろしを生活保護法で行う。																																																																																										
183	(略)	2 実施体制	(略)	2 実施体制	県計画の変更に伴う修正																																																																																								
	応急仮設住宅の供与、住宅の応急修繕及び障害物の除去等は、原則として市長が行う。災害救助法が適用された場合においても県知事から委任されたとき、または県知事による救助のいとまがないときは、市長が行う。 市及び県は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修繕について、業界団体に協力を求めて実施する。<u>応急仮設住宅を建設して確保することが困難な場合は、関係団体に協力を求め、民間賃貸住宅を借り上げて提供する。</u>また、災害発生時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空家等の把握に努め、必要時に迅速にあっせんできるように準備する。 市は、自ら応急仮設住宅の供与、住宅の応急修繕及び障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村または県に応援を得て実施する。 (略)			応急仮設住宅の供与、住宅の応急修繕及び障害物の除去等は、原則として市長が行う。災害救助法が適用された場合においても県知事から委任されたとき、または県知事による救助のいとまがないときは、市長が行う。 市及び県は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修繕について、業界団体に協力を求めて実施する。<u>(削除)</u>また、災害発生時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空家等の把握に努め、必要時に迅速にあっせんできるように準備する。 市は、自ら応急仮設住宅の供与、住宅の応急修繕及び障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村または県に応援を得て実施する。 (略)																																																																																									
第 22 節 医療・救護活動			第 22 節 医療・救護活動																																																																																										
(略)			(略)																																																																																										
1 医療救護活動			1 医療救護活動																																																																																										
(略)			(略)																																																																																										
(4) 災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣要請			(4) 災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣要請																																																																																										
市及び県は、必要に応じて医療関係機関又は国非常本部等に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請する。			市及び県は、必要に応じて医療関係機関又は国非常本部等に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請する。																																																																																										

羽島市地域防災計画修正案〔一般対策計画〕新旧対照表

頁	現計画	修正後	修正理由
188	県は、その区域内又は近隣県からの災害派遣医療チーム（DMAT） <u>（追加）</u> 等の派遣に係る調整を行う。また、活動場所（医療機関、救護所など）の確保を図る。 （略） 第 23 節 救護活動 （略） 1 救助活動 市及び県警察は、緊密な連携のもとに速やかに救出作業を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に収容する。 なお、作業は、必要に応じ機械、器具を借り上げ、岐阜県防災ヘリコプター <u>応援</u> 協定に基づき、防災ヘリコプターを要請するなど実情に即した方法により速やかに行う。 （略）	県は、その区域内又は近隣県からの災害派遣医療チーム（DMAT）等 <u>やドクターヘリ</u> 等の派遣に係る調整を行う。また、活動場所（医療機関、救護所など）の確保を図る。 （略） 第 23 節 救護活動 （略） 1 救助活動 市及び県警察は、緊密な連携のもとに速やかに救出作業を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に収容する。 なお、作業は、必要に応じ機械、器具を借り上げ、岐阜県防災ヘリコプター <u>支援</u> 協定に基づき、防災ヘリコプターを要請するなど実情に即した方法により速やかに行う。 （略）	県計画の変更に伴う修正
190	第 24 節 遺体の搜索・取り扱い・ <u>埋葬</u> 【方針】 災害時に死亡した者の遺体の搜索、見分、取り扱い、 <u>埋葬</u> 等を的確に実施するため、遺体搜索体制の確立、必要機器や遺体安置場の確保、他市町村、隣県等の協力による火葬の実施等迅速に必要な措置を行う。広域に被災した場合は、検視、検案体制を含め、広域調整を行う。 （略）	第 24 節 遺体の搜索・取り扱い・ <u>埋火葬</u> 【方針】 災害時に死亡した者の遺体の搜索、見分、取り扱い、 <u>埋火葬</u> 等を的確に実施するため、遺体搜索体制の確立、必要機器や遺体安置場の確保、他市町村、隣県等の協力による火葬の実施等迅速に必要な措置を行う。広域に被災した場合は、検視、検案体制を含め、広域調整を行う。 （略）	記載誤りに伴う修正
193	3 遺体の埋火葬 (1) 遺体の <u>埋葬</u> 市は、遺体を遺族へ引き渡しまたは火葬に付し、骨つぼもしくは骨箱を遺族に引き渡す。身元の判明しない遺体は、福祉班は火葬に付し、墓地または納骨堂に埋収蔵する等必要な措置をとる。 なお、 <u>埋葬</u> の実施に当たっては次の点に留意を要する。 （略）	3 遺体の埋火葬 (1) 遺体の <u>埋火葬</u> 市は、遺体を遺族へ引き渡しまたは火葬に付し、骨つぼもしくは骨箱を遺族に引き渡す。身元の判明しない遺体は、福祉班は火葬に付し、墓地または納骨堂に埋収蔵する等必要な措置をとる。 なお、 <u>埋火葬</u> の実施に当たっては次の点に留意を要する。 （略）	記載誤りに伴う修正
194	(2) 基準 （略） ウ 費用の範囲及び限度 埋火葬に要する費用の範囲及び限度は次のとおりである。 a 費用の範囲 棺、骨つぼ、 <u>火葬または土葬</u> に要する経費で、 <u>埋火葬の際の</u> 人夫及び輸送に要する経費を含むが、 <u>埋火葬に当たっての</u> 供花代、酒代等は含まない。	(2) 基準 （略） ウ 費用の範囲及び限度 埋火葬に要する費用の範囲及び限度は次のとおりである。 a 費用の範囲 棺、骨つぼ、 <u>埋火葬</u> に要する経費で、 <u>その</u> 人夫及び輸送に要する経費を含むが、 <u>(削除)</u> 供花代、酒代等は含まない。	記載誤りに伴う修正

羽島市地域防災計画修正案〔一般対策計画〕新旧対照表

頁	現計画	修正後	修正理由
	合に要する経費は、管理者の負担とする。 <u>(追加)</u>	合に要する経費は、管理者の負担とする。 <u>(3) 風評被害対策</u> <u>県は、災害時の観光への風評被害を最小限に止め、観光客の早期回復を図るため、「平成 30 年 7 月豪雨災害検証報告書（平成 30 年 8 月 31 日）」に定める災害時の観光誘客方針に基づき、必要な対策を実施するものとする。</u>	県計画の変更に伴う修正
233	(略) 第 37 節 放射性物質対策	(略) 第 37 節 放射性物質対策	
235	(略) 6 避難収容活動	(略) 6 避難収容活動	
	(2) <u>(追加)</u> 避難所 市は、発災時に必要に応じ <u>(追加)</u> 避難所を開設し、地域住民等に対し周知徹底を図る。	(2) <u>指定</u> 避難所 市は、発災時に必要に応じ <u>指定</u> 避難所を開設し、地域住民等に対し周知徹底を図る。	県計画の変更に伴う修正
236	(略) 第 38 節 危険物等災害対策	(略) 第 38 節 危険物等災害対策	
238	(略) 6 避難収容活動	(略) 6 避難収容活動	
239	(2) <u>(追加)</u> 避難所 市は、発災時に必要に応じ <u>(追加)</u> 避難所を開設し、地域住民等に対し周知徹底を図る。なお、詳細については、第 3 章第 15 節「避難対策」による。	(2) <u>指定</u> 避難所 市は、発災時に必要に応じ <u>指定</u> 避難所を開設し、地域住民等に対し周知徹底を図る。なお、詳細については、第 3 章第 15 節「避難対策」による。	県計画の変更に伴う修正
240	(略) 第 39 節 大規模な火事災害対策	(略) 第 39 節 大規模な火事災害対策	
241	(略) 4 避難収容活動	(略) 4 避難収容活動	
242	(2) <u>(追加)</u> 避難所 市は、発災時に必要に応じ <u>(追加)</u> 避難所を開設し、地域住民等に対し周知徹底を図る。なお、詳細については、第 3 章第 15 節「避難対策」による。	(2) <u>指定</u> 避難所 市は、発災時に必要に応じ <u>指定</u> 避難所を開設し、地域住民等に対し周知徹底を図る。なお、詳細については、第 3 章第 15 節「避難対策」による。	県計画の変更に伴う修正
243	(略) 第 4 章 災害復旧	(略) 第 4 章 災害復旧	
248	(略) 第 4 節 被災者の生活確保	(略) 第 4 節 被災者の生活確保	

羽島市地域防災計画修正案〔一般対策計画〕新旧対照表

頁	現計画	修正後	修正理由
248	(略) 2 個人被災者への資金援助等	(略) 2 個人被災者への資金援助等	県計画の変更に伴う修正
249	(略) (6) 災害生業資金 岐阜県社会福祉協議会は、災害救助法に基づき、同法を適用した市町村に居住する者で、零細な資本によって生業を営んでいる者が、災害のため住家を全壊、全焼または流出した場合に、その自立更正をさせるため、災害生業資金の貸付けを行う。 (7) 知事見舞金 県は、災害により多数の者が被害を受けた場合は、被災者に対し、知事見舞金を支給する。 (略)	(略) (略) <u>(削除)</u> (6) 知事見舞金 県は、災害により多数の者が被害を受けた場合は、被災者に対し、知事見舞金を支給する。 (略)	

羽島市地域防災計画修正案〔地震対策計画〕新旧対照表

頁	現計画	修正後	修正理由
目次	目次	目次	記載誤りに伴う修正
-1	第 1 章 (略)	第 1 章 (略)	
	第 2 章 (略)	第 2 章 (略)	
-2	第 3 章 (略)	第 3 章 (略)	
-3	第 25 節 遺体の捜索・取り扱い・ <u>埋葬</u> (略)	第 25 節 遺体の捜索・取り扱い・ <u>埋火葬</u> (略)	
1	第 1 章 総則 (略)	第 1 章 総則 (略)	県計画の変更に伴う修正
3	第 2 節 各機関の実施責任と処理すべき事務または業務の大綱 (略)	第 2 節 各機関の実施責任と処理すべき事務または業務の大綱 (略)	
4	第 2 項 処理すべき業務又は業務の大綱 (略)	第 2 項 処理すべき業務又は業務の大綱 (略)	
5	(4) 東海農政局 ア 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり防止区域内の農地地域に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全対策の推進 イ 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報の収集 ウ 被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るための必要な指導 エ 被災地における農産物等の病虫害防除に関する応急措置についての指導 オ 農地、農業用施設等の災害時における応急措置についての指導並びにこれらの災害復旧事業の実施及び指導 カ 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等についての応急措置 キ 農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等 ク 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等に関する指導 ケ <u>応急用食料の供給支援に充てる在庫量の調査及び調達並びに供給体制の整備</u> コ 被害を受けた関係業者・団体の被災状況の把握 サ 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置 シ <u>必要に応じ、職員の派遣による食料供給活動の支援</u>	(4) 東海農政局 ア 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり防止区域内の農地地域に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全対策の推進 イ 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報の収集 ウ 被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るための必要な指導 エ 被災地における農産物等の病虫害防除に関する応急措置についての指導 オ 農地、農業用施設等の災害時における応急措置についての指導並びにこれらの災害復旧事業の実施及び指導 カ 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等についての応急措置 キ 農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等 ク 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等に関する指導 <u>(削除)</u> <u>ケ</u> 被害を受けた関係業者・団体の被災状況の把握 <u>コ</u> 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置 <u>(削除)</u>	
6			

頁	現計画	修正後	修正理由																																																														
7	(略) (9) 東海総合通信局 ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信（追加）の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ウ 被災地区における電気通信施設（追加）の被害状況の調査 エ 各種非常通信訓練の計画及びその実施についての指導 オ 非常通信協議会の運営 カ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与	(略) (9) 東海総合通信局 ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ウ 被災地区における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査 エ 各種非常通信訓練の計画及びその実施についての指導 オ 非常通信協議会の運営 カ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与	県計画の変更に伴う修正																																																														
18	(略) 第4節 被害想定 (略) (2) 阿寺断層系地震 「阿寺断層系」は、下呂市から中津川市に及ぶ断層（約70km）であり、内陸直下型地震の震源域として羽島市にも影響があると考えられる 県被害想定調査によれば、「阿寺断層系地震」では、羽島市において最大で以下のような被害が想定されている。 <table><tr><th>規模・震度</th><th colspan="2">マグニチュード7.9・震度5弱～5強</th></tr><tr><td rowspan="4">建物被害</td><td>揺れによる全壊</td><td>0棟</td></tr><tr><td>液状化による全壊</td><td>89棟</td></tr><tr><td>揺れによる半壊</td><td>51棟</td></tr><tr><td>液状化による半壊</td><td>138棟</td></tr><tr><td rowspan="3">出火件数 （冬季の午後6時発生の場合）</td><td>炎上出火件数</td><td>0件</td></tr><tr><td>残火件数</td><td>0件</td></tr><tr><td>焼失棟数</td><td>0棟</td></tr><tr><td rowspan="4">人的被害 （冬季の午前5時発生の場合）</td><td>死者</td><td>0人</td></tr><tr><td>負傷者</td><td>10人</td></tr><tr><td>重症者</td><td>0人</td></tr><tr><td>要救出者</td><td>0人</td></tr><tr><td colspan="2">避難者（建物被害による）</td><td>326人</td></tr></table>	規模・震度		マグニチュード7.9・震度5弱～5強		建物被害	揺れによる全壊	0棟	液状化による全壊	89棟	揺れによる半壊	51棟	液状化による半壊	138棟	出火件数 （冬季の午後6時発生の場合）	炎上出火件数	0件	残火件数	0件	焼失棟数	0棟	人的被害 （冬季の午前5時発生の場合）	死者	0人	負傷者	10人	重症者	0人	要救出者	0人	避難者（建物被害による）		326人	(略) 第4節 被害想定 (略) (2) 阿寺断層系地震 「阿寺断層系」は、下呂市から中津川市に及ぶ断層（約70km）であり、内陸直下型地震の震源域として羽島市にも影響があると考えられる 内陸直下地震被害想定調査（平成31年2月）によれば、「阿寺断層系地震」では、羽島市において最大で以下のような被害が想定されている。 <table><tr><th>規模・震度</th><th colspan="2">マグニチュード7.9・震度5弱～5強</th></tr><tr><td rowspan="4">建物被害</td><td>揺れによる全壊</td><td>0棟</td></tr><tr><td>液状化による全壊</td><td>137棟</td></tr><tr><td>揺れによる半壊</td><td>54棟</td></tr><tr><td>液状化による半壊</td><td>214棟</td></tr><tr><td rowspan="3">出火件数 （冬季の午後6時発生の場合）</td><td>炎上出火件数</td><td>1件</td></tr><tr><td>残火件数</td><td>0件</td></tr><tr><td>焼失棟数</td><td>0棟</td></tr><tr><td rowspan="4">人的被害 （冬季の午前5時発生の場合）</td><td>死者</td><td>0人</td></tr><tr><td>負傷者</td><td>11人</td></tr><tr><td>重症者</td><td>0人</td></tr><tr><td>要救出者</td><td>0人</td></tr><tr><td colspan="2">避難者（建物被害による）</td><td>493人</td></tr></table>	規模・震度	マグニチュード7.9・震度5弱～5強		建物被害	揺れによる全壊	0棟	液状化による全壊	137棟	揺れによる半壊	54棟	液状化による半壊	214棟	出火件数 （冬季の午後6時発生の場合）	炎上出火件数	1件	残火件数	0件	焼失棟数	0棟	人的被害 （冬季の午前5時発生の場合）	死者	0人	負傷者	11人	重症者	0人	要救出者	0人	避難者（建物被害による）		493人
規模・震度	マグニチュード7.9・震度5弱～5強																																																																
建物被害	揺れによる全壊	0棟																																																															
	液状化による全壊	89棟																																																															
	揺れによる半壊	51棟																																																															
	液状化による半壊	138棟																																																															
出火件数 （冬季の午後6時発生の場合）	炎上出火件数	0件																																																															
	残火件数	0件																																																															
	焼失棟数	0棟																																																															
人的被害 （冬季の午前5時発生の場合）	死者	0人																																																															
	負傷者	10人																																																															
	重症者	0人																																																															
	要救出者	0人																																																															
避難者（建物被害による）		326人																																																															
規模・震度	マグニチュード7.9・震度5弱～5強																																																																
建物被害	揺れによる全壊	0棟																																																															
	液状化による全壊	137棟																																																															
	揺れによる半壊	54棟																																																															
	液状化による半壊	214棟																																																															
出火件数 （冬季の午後6時発生の場合）	炎上出火件数	1件																																																															
	残火件数	0件																																																															
	焼失棟数	0棟																																																															
人的被害 （冬季の午前5時発生の場合）	死者	0人																																																															
	負傷者	11人																																																															
	重症者	0人																																																															
	要救出者	0人																																																															
避難者（建物被害による）		493人																																																															
	(略)	(略)																																																															

頁	現計画	修正後	修正理由																																																													
19	(4) 高山・大原断層帯地震 「高山・大原断層帯」は、高山市から郡上市に及ぶ断層（約 48k m）であり、内陸直下型地震の震源域として羽島市にも影響があると考えられる 県被害想定調査によれば、「高山・大原断層帯地震」では、羽島市において最大で以下のような被害が想定されている。	(4) 高山・大原断層帯地震 「高山・大原断層帯」は、高山市から郡上市に及ぶ断層（約 48k m）であり、内陸直下型地震の震源域として羽島市にも影響があると考えられる <u>内陸直下地震被害想定調査（平成 31 年 2 月）</u> によれば、「高山・大原断層帯地震」では、羽島市において最大で以下のような被害が想定されている。	県計画の変更に伴う修正																																																													
20	<table><tr><th>規模・震度</th><th colspan="2">マグニチュード 7.6・震度 5 弱</th></tr><tr><td rowspan="4">建物被害</td><td>揺れによる全壊</td><td>0 棟</td></tr><tr><td>液状化による全壊</td><td>136 棟</td></tr><tr><td>揺れによる半壊</td><td>29 棟</td></tr><tr><td>液状化による半壊</td><td>212 棟</td></tr><tr><td rowspan="3">出火件数 （冬季の午後 6 時 発生の場合）</td><td>炎上出火件数</td><td>0 件</td></tr><tr><td>残火件数</td><td>0 件</td></tr><tr><td>焼失棟数</td><td>0 棟</td></tr><tr><td rowspan="4">人的被害 （冬季の午前 5 時 発生の場合）</td><td>死者</td><td>0 人</td></tr><tr><td>負傷者</td><td>6 人</td></tr><tr><td>重症者</td><td>0 人</td></tr><tr><td>要救出者</td><td>0 人</td></tr><tr><td colspan="2">避難者（建物被害による）</td><td>457 人</td></tr></table>	規模・震度		マグニチュード 7.6・震度 5 弱		建物被害	揺れによる全壊	0 棟	液状化による全壊	136 棟	揺れによる半壊	29 棟	液状化による半壊	212 棟	出火件数 （冬季の午後 6 時 発生の場合）	炎上出火件数	0 件	残火件数	0 件	焼失棟数	0 棟	人的被害 （冬季の午前 5 時 発生の場合）	死者	0 人	負傷者	6 人	重症者	0 人	要救出者	0 人	避難者（建物被害による）		457 人	<table><tr><th>規模・震度</th><th colspan="2">マグニチュード 7.6・震度 5 弱</th></tr><tr><td rowspan="4">建物被害</td><td>揺れによる全壊</td><td>0 棟</td></tr><tr><td>液状化による全壊</td><td>0 棟</td></tr><tr><td>揺れによる半壊</td><td>1 棟</td></tr><tr><td>液状化による半壊</td><td>0 棟</td></tr><tr><td rowspan="3">出火件数 （冬季の午後 6 時 発生の場合）</td><td>炎上出火件数</td><td>0 件</td></tr><tr><td>残火件数</td><td>0 件</td></tr><tr><td>焼失棟数</td><td>0 棟</td></tr><tr><td rowspan="4">人的被害 （冬季の午前 5 時 発生の場合）</td><td>死者</td><td>0 人</td></tr><tr><td>負傷者</td><td>0 人</td></tr><tr><td>重症者</td><td>0 人</td></tr><tr><td>要救出者</td><td>0 人</td></tr><tr><td colspan="2">避難者（建物被害による）</td><td>1 人</td></tr></table>	規模・震度	マグニチュード 7.6・震度 5 弱		建物被害	揺れによる全壊	0 棟	液状化による全壊	0 棟	揺れによる半壊	1 棟	液状化による半壊	0 棟	出火件数 （冬季の午後 6 時 発生の場合）	炎上出火件数	0 件	残火件数	0 件	焼失棟数	0 棟	人的被害 （冬季の午前 5 時 発生の場合）	死者	0 人	負傷者	0 人	重症者	0 人	要救出者	0 人	避難者（建物被害による）	
規模・震度	マグニチュード 7.6・震度 5 弱																																																															
建物被害	揺れによる全壊	0 棟																																																														
	液状化による全壊	136 棟																																																														
	揺れによる半壊	29 棟																																																														
	液状化による半壊	212 棟																																																														
出火件数 （冬季の午後 6 時 発生の場合）	炎上出火件数	0 件																																																														
	残火件数	0 件																																																														
	焼失棟数	0 棟																																																														
人的被害 （冬季の午前 5 時 発生の場合）	死者	0 人																																																														
	負傷者	6 人																																																														
	重症者	0 人																																																														
	要救出者	0 人																																																														
避難者（建物被害による）		457 人																																																														
規模・震度	マグニチュード 7.6・震度 5 弱																																																															
建物被害	揺れによる全壊	0 棟																																																														
	液状化による全壊	0 棟																																																														
	揺れによる半壊	1 棟																																																														
	液状化による半壊	0 棟																																																														
出火件数 （冬季の午後 6 時 発生の場合）	炎上出火件数	0 件																																																														
	残火件数	0 件																																																														
	焼失棟数	0 棟																																																														
人的被害 （冬季の午前 5 時 発生の場合）	死者	0 人																																																														
	負傷者	0 人																																																														
	重症者	0 人																																																														
	要救出者	0 人																																																														
避難者（建物被害による）		1 人																																																														
21	第 2 章 地震災害予防 第 1 節 総則 （略） 第 1 項 防災協働社会の形成推進 （略） 2 推進体制 （略） (4) 関係機関と連携した防災対策の整備 市は平常時から県及び市町村等関係機関間や、企業等との間で協定の締結や連絡手段の確保などの連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。 （略）	第 2 章 地震災害予防 第 1 節 総則 （略） 第 1 項 防災協働社会の形成推進 （略） 2 推進体制 （略） (4) 関係機関と連携した防災対策の整備 市は平常時から県及び市町村等関係機関間や、企業等との間で協定の締結や連絡手段の確保などの連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める <u>ものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、実効性の確保に留意するものとする。</u> （略）	県計画の変更に伴う修正																																																													
22	第 2 項 震災に関する調査研究	第 2 項 震災に関する調査研究																																																														

羽島市地域防災計画修正案〔地震対策計画〕新旧対照表

頁	現計画	修正後	修正理由
22-1	(略) 2 対策 県では、「岐阜県地震被害想定調査（平成 10 年 3 月）」「岐阜県東海地震等被害想定調査（平成 15 年 7 月）」「岐阜県東海地震等被害対応シナリオ業務報告書（平成 16 年 8 月）」「南海トラフ等被害想定調査（平成 25 年 2 月）」 <u>（追加）</u> などの具体的な地震防災対策を策定するために重要な地震被害想定に関する調査研究や、地震予知に必要な資料を得るための調査研究等を実施しており、こうした調査研究等の結果を積極的に取り入れ、地震防災対策の充実強化を図ることとする。	(略) 2 対策 県では、「岐阜県地震被害想定調査（平成 10 年 3 月）」「岐阜県東海地震等被害想定調査（平成 15 年 7 月）」「岐阜県東海地震等被害対応シナリオ業務報告書（平成 16 年 8 月）」「南海トラフ等被害想定調査（平成 25 年 2 月）」 <u>、「内陸直下地震被害想定調査（平成 31 年 2 月）」</u> などの具体的な地震防災対策を策定するために重要な地震被害想定に関する調査研究や、地震予知に必要な資料を得るための調査研究等を実施しており、こうした調査研究等の結果を積極的に取り入れ、地震防災対策の充実強化を図ることとする。	県計画の変更に伴う修正
30	(略) 第 5 節 ボランティア活動の環境整備 (略) 1 ボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくり 市は、羽島市社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部及び各種ボランティア団体 <u>との連携</u> を図り、住民のボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行う。	(略) 第 5 節 ボランティア活動の環境整備 (略) 1 ボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくり 市は、羽島市社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部及び各種ボランティア団体 <u>及び NP0 等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NP0 等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築</u> を図り、住民のボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行う。	県計画の変更に伴う修正
	(略) 4 ボランティア活動の推進 (1) ボランティアセンターの設置 羽島市社会福祉協議会は、ボランティアセンターを福祉ふれあい会館に設置し、広報及び啓発によるボランティア募集のほか、福祉教育や研修によるボランティア育成とともに、受け入れ側との連絡調整等を行う等のボランティア活動の推進を図る。 また、市、県及び岐阜県社会福祉協議会は、ボランティアセンターの設置と運営について指導及び支援を行う。 <u>（追加）</u>	(略) 4 ボランティア活動の推進 (1) ボランティアセンターの設置 羽島市社会福祉協議会は、ボランティアセンターを福祉ふれあい会館に設置し、広報及び啓発によるボランティア募集のほか、福祉教育や研修によるボランティア育成とともに、受け入れ側との連絡調整等を行う等のボランティア活動の推進を図る。 また、市、県及び岐阜県社会福祉協議会は、ボランティアセンターの設置と運営について指導及び支援を行う。 <u>市はボランティアセンターの運営に積極的に参画するとともに、県はその取り組みを支援するものとする。</u>	県計画の変更に伴う修正
	(2) ボランティアコーディネーターの育成 (略) <u>（追加）</u>	(略) <u>(3) ボランティア支援を担う職員の養成</u> <u>県は、大規模災害発生時における迅速かつ継続的な支援に備えるため、災害ボランティア支援を担う職員を養成するものとする。</u>	県計画の変更に伴う修正

羽島市地域防災計画修正案〔地震対策計画〕新旧対照表

頁	現計画	修正後	修正理由
31	(3) ボランティア活動拠点の整備 羽島市社会福祉協議会は、災害救援ボランティア活動の拠点である福祉ふれあい会館にボランティア活動に必要な情報機器や設備等の整備を図る。 (略) 第6節 広域応援体制の整備 (略) 1 広域応援体制の整備 市は、県または市域を越えた広域の災害時における応援協定等の締結に努めるとともに、県内市町村の災害時相互応援体制の充実を図る。<u>(追加)</u> また、災害発生時、周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとし、相互応援協定等に基づき、市内に派遣される応援部隊の受入れ態勢及び活動基盤となる施設等の整備を進める。 (略)	(4) ボランティア活動拠点の整備 羽島市社会福祉協議会は、災害救援ボランティア活動の拠点である福祉ふれあい会館にボランティア活動に必要な情報機器や設備等の整備を図る。 (略) 第6節 広域応援体制の整備 (略) 1 広域応援体制の整備 市は、県または市域を越えた広域の災害時における応援協定等の締結に努めるとともに、県内市町村の災害時相互応援体制の充実を図る。<u>なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。</u> また、災害発生時、周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとし、相互応援協定等に基づき、市内に派遣される応援部隊の受入れ態勢及び活動基盤となる施設等の整備を進める。 (略)	県計画の変更に伴う修正
33	第8節 防災通信設備等の整備 (略)	第8節 防災通信設備等の整備 (略)	
34	7 情報の収集と伝達方法の多様化 (1) 災害現場からの情報収集 市は、あらかじめ、災害現場に赴き情報収集に当たる職員を指定するとともに、自主防災組織等の情報担当者との連絡体制を確立し、<u>(追加)</u> 災害現場情報等の収集に努める。 (略)	7 情報の収集と伝達方法の多様化 (1) 災害現場からの情報収集 市は、あらかじめ、災害現場に赴き情報収集に当たる職員を指定するとともに、自主防災組織等の情報担当者との連絡体制を確立し、<u>また、小型無人機（ドローン）等の機材を整備するなど、</u>災害現場情報等の収集に努める。 (略)	県計画の変更に伴う修正
37	第10節 避難対策 (略) 4 指定緊急避難場所・指定避難所 市は、<u>(追加)</u> 都市公園や学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。 (略) (1) 指定緊急避難場所の指定	第10節 避難対策 (略) 4 指定緊急避難場所・指定避難所 市は、<u>地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、</u>都市公園や学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。 (略) (1) 指定緊急避難場所の指定	県計画の変更に伴う修正

頁	現計画	修正後	修正理由
38	指定緊急避難場所については、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定するものとする。 (2) 指定避難所の指定 (略) 市は、学校を(追加)避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、(追加)避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、(追加)避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。 また、(追加)避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保及び非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、排水経路を含めた災害に強いトイレ等の整備や活用のほか、男女のニーズの違いを考慮し、男女双方の視点に立った整備を図るとともに、空調、洋式トイレ等要配慮者の多様なニーズにも配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。 指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合は、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。 市は、一般の(追加)避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、(追加)避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。 (3) 避難所運営マニュアルの策定 市は、(追加)避難所の運営を確立するため、自主防災組織等や施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に(追加)避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。 また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に(追加)避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。 市及び各(追加)避難所の運営者は、(追加)避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。 (略)	指定緊急避難場所については、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。 (2) 指定避難所の指定 (略) 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。 また、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保及び非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、排水経路を含めた災害に強いトイレ等の整備や活用のほか、男女のニーズの違いを考慮し、男女双方の視点に立った整備を図るとともに、空調、洋式トイレ等要配慮者の多様なニーズにも配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。 指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合は、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。 市は、一般の指定避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。 (3) 避難所運営マニュアルの策定 市は、指定避難所の運営を確立するため、自主防災組織等や施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。 また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。 (略)	県計画の変更に伴う修正 県計画の変更に伴う修正 県計画の変更に伴う修正

羽島市地域防災計画修正案〔地震対策計画〕新旧対照表

頁	現計画	修正後	修正理由
40	第 12 項 要配慮者・避難行動要支援者対策 (略) 1 地域ぐるみの支援体制づくり 市は、市計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。 市は、市計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成<u>するものとする。</u> (略) 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から<u>(追加)</u>避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。 (略)	第 12 項 要配慮者・避難行動要支援者対策 (略) 1 地域ぐるみの支援体制づくり 市は、市計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。 市は、市計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成<u>し</u> <u>ておかなければならない。</u> (略) 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から<u>指定</u>避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。 (略)	県計画の変更に伴う修正
41	5 外国人に対する防災対策 市及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人が、地震災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努める。 (1) 避難場所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに多言語化を推進 (2) 地域全体で要配慮者への支援システムや救助体制を整備 (3) 多言語による防災知識の普及活動を推進 (4) 外国人を対象とした防災教育や防災訓練の普及 (5) 多言語による災害時の行動マニュアルの作成及び配布 <u>(追加)</u> (略)	5 外国人に対する防災対策 市及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人が、地震災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努める。 (1) 避難場所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに多言語化を推進 (2) 地域全体で要配慮者への支援システムや救助体制を整備 (3) 多言語による防災知識の普及活動を推進 (4) 外国人を対象とした防災教育や防災訓練の普及 (5) 多言語による災害時の行動マニュアルの作成及び配布 <u>(6) インターネットなど多様な手段を用いた、多言語による災害情報等の提供</u> (略)	県計画の変更に伴う修正
47	第 16 節 まちの不燃化・耐震化 (略) 1 建築物の防災対策 (略) (3) 被災した建築物・宅地の危険度判定体制の整備 市及び県は、地震により被災した建築物（一般住宅を含む）及び宅地が余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を実施する技術者を確保するため、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度	第 16 節 まちの不燃化・耐震化 (略) 1 建築物の防災対策 (略) (3) 被災した建築物・宅地の危険度判定体制の整備 市及び県は、地震により被災した建築物（一般住宅を含む）及び宅地が<u>地震</u>等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を実施する技術者を確保するため、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度	県計画の変更に伴う修正

羽島市地域防災計画修正案〔地震対策計画〕新旧対照表

頁	現計画	修正後	修正理由
48	判定連絡協議会」が定める判定要綱及び判定業務マニュアル（震前対策編）に基づき平常時から事前に準備しておくよう努める。 （略） （4） その他の安全対策 市、県及び施設管理者は、窓ガラス及び看板等の落下対策、ブロック塀（石塀を含む）の倒壊防止対策、天井の脱落防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策等、建築物に関連する安全対策を講ずる。<u>（追加）</u> （略） 3 道路、河川施設等の防災対策 （1） 道路・橋梁等の整備 道路管理者は、地震発生後の緊急輸送の確保等の観点から、道路・橋梁等の整備を推進する。 ア 災害に強い道路ネットワークの整備 大規模地震発生時における災害応急活動及び警戒宣言発令時の対策活動の実施に必要な要員、物資等の緊急輸送を行うため、計画的な道路網の整備に努める。さらに、必要な代替ルート確保が可能となるよう必要な道路整備を推進する。 イ 道路橋等の耐震性の向上 新たに橋梁等を建設する場合は、耐震性に配慮した建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。 既設橋梁については、複断面の高架橋（下に並行して道路がある高架橋）、跨線橋（鉄軌道をまたぐ橋）、跨道橋（他の道路をまたぐ橋）や緊急輸送道路等の緊急度の高い橋梁から、橋脚の補強、落橋防止措置（橋桁が乗っている部分の拡幅、桁どうしの連結など大地震発生時でも橋桁が下に落ちないように防止する装置）を順次整備する。 （略） 第 17 節 地盤の液状化対策 （略） 【方針】 本市は、特に沖積層が厚く堆積した平野部に位置し、地盤が軟弱であることを踏まえ、本市周辺を震源とした地震はもとより、遠隔地で発生した地震にお	判定連絡協議会」が定める判定要綱及び判定業務マニュアル（震前対策編）に基づき平常時から事前に準備しておくよう努める。 （略） （4） その他の安全対策 市、県及び施設管理者は、窓ガラス及び看板等の落下対策、ブロック塀（石塀を含む）の倒壊防止対策、天井の脱落防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策等、建築物に関連する安全対策を講ずる。<u>特に倒壊の危険のあるブロック塀の除却を進めていくものとする。</u> （略） 3 道路、河川施設等の防災対策 （1） 道路・橋梁等の整備 道路管理者は、地震発生後の緊急輸送の確保等の観点から、道路・橋梁等の整備を推進する。 ア 災害に強い道路ネットワークの整備 大規模地震発生時における災害応急活動及び警戒宣言発令時の対策活動の実施に必要な要員、物資等の緊急輸送を行うため、計画的な道路網の整備に努める。さらに、必要な代替ルート確保が可能となるよう必要な道路整備を推進する。 イ 道路橋等の耐震性の向上 新たに橋梁等を建設する場合は、耐震性に配慮した建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。 既設橋梁については、複断面の高架橋（下に並行して道路がある高架橋）、跨線橋（鉄軌道をまたぐ橋）、跨道橋（他の道路をまたぐ橋）や緊急輸送道路等の緊急度の高い橋梁から、橋脚の補強、落橋防止措置（橋桁が乗っている部分の拡幅、桁どうしの連結など大地震発生時でも橋桁が下に落ちないように防止する装置）を順次整備し、<u>地震による損傷が限定的なものに留まり、橋としての機能の回復が速やかに行い得る性能を確保する。また、液状化が生じる可能性が高い地域の橋梁において橋台背面の段差対策を実施する。</u> （略） 第 17 節 地盤の液状化対策 （略） 【方針】 本市は、特に沖積層が厚く堆積した平野部に位置し、地盤が軟弱であることを踏まえ、本市周辺を震源とした地震はもとより、遠隔地で発生した地震にお	県計画の変更に伴う修正 県計画の変更に伴う修正

頁	現計画	修正後	修正理由
	いても、それが長周期地震動を伴い、揺れの時間が長いほど地盤の液状化現象の発生が考えられることから、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある個所を始めとして、<u>(追加)</u> 浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて、適切な予防措置及び迅速な安全点検を講ずる。 (略) 【実施内容】 1 液状化危険度に関する意識啓発 県は、被害想定により作成した地盤の地震動及び液状化判定図等を県民に提供するとともに、自然災害回避（アボイド）行政による情報の提供を図る。また、地震動を含め、建築物の液状化対策に関するパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。なお、地震動及び液状化による建築物被害が想定される区域の建築については、安全上有効と考えられる対策を講ずるよう指導する。 <u>(追加)</u> 市は、現在ある液状化危険度マップの周知、自宅周辺の過去の土地利用の経過など把握をすすめ、一般住宅の液状化対策工法の周知など、より具体的な液状化危険度に関する意識啓発を行う。特に、液状化現象により生じる被害（ライフライン被害、住家被害、堤防被害等）について住民に周知し、被害軽減のための予防対策を行うよう啓発を行う。 (略)	いても、それが長周期地震動を伴い、揺れの時間が長いほど地盤の液状化現象の発生が考えられることから、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある個所を始めとして、<u>地形分類や</u>浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて、適切な予防措置及び迅速な安全点検を講ずる。 (略) 【実施内容】 1 液状化危険度に関する意識啓発 県は、被害想定により作成した地盤の地震動及び液状化判定図等を県民に提供するとともに、自然災害回避（アボイド）行政による情報の提供を図る。また、地震動を含め、建築物の液状化対策に関するパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。なお、地震動及び液状化による建築物被害が想定される区域の建築については、安全上有効と考えられる対策を講ずるよう指導する。 <u>市及び県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。</u> 市は、現在ある液状化危険度マップの周知、自宅周辺の過去の土地利用の経過など把握をすすめ、一般住宅の液状化対策工法の周知など、より具体的な液状化危険度に関する意識啓発を行う。特に、液状化現象により生じる被害（ライフライン被害、住家被害、堤防被害等）について住民に周知し、被害軽減のための予防対策を行うよう啓発を行う。 (略)	県計画の変更に伴う修正 県計画の変更に伴う修正
51	第 18 節 ライフライン施設対策	第 18 節 ライフライン施設対策	
	(略)	(略)	
53	<u>(追加)</u>	<u>9 電線類</u>	県計画の変更に伴う修正
		<u>道路管理者は、電線類の無電柱化を推進するものとする。</u>	
		<u>また、市は、道路沿いの電線周囲の危険な立木の伐採等を推進する。</u>	
	(略)	(略)	
58	第 21 節 企業防災の促進	第 21 節 企業防災の促進	
	(略)	(略)	
	1 企業の取り組み	1 企業の取り組み	
	企業は、大規模災害発生時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、 <u>(追加)</u> 各企業において、災害時に重要業務を継続するための BCP を策定するよう努める	企業は、大規模災害発生時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、 <u>自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリス</u>	県計画の変更に伴う修正

頁	現計画	修正後	修正理由																								
59	<u>ものとする。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、耐浪化、(追加) 予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上取組を継続的に実施するなど BCM の取り組みを通じて防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、県及び市との協定や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。</u> (略) 2 企業防災の促進のための取り組み 市、県、商工団体等は、企業の従業員の防災意識の高揚を図るとともに、<u>B C P の策定やB C Mの取り組みを促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援策を展開し、企業の防災力向上の推進を図る。</u> <u>(追加)</u> (略)	<u>クファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、</u>各企業において、災害時に重要業務を継続するためのBCP を策定するよう努める<u>とともに、</u>また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、耐浪化、<u>損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、</u>予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上取組を継続的に実施するなど BCM の取り組みを通じて防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、県及び市との協定や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。 (略) 2 企業防災の促進のための取り組み 市、県、商工団体等は、企業の従業員の防災意識の高揚を図るとともに、<u>優良企業の表彰、企業の防災に係る取り組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。</u> <u>市及び県は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる BCP 策定支援及び BCM 構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。</u> (略)	県計画の変更に伴う修正																								
	60	第3章 災害応急対策 第1項 活動体制の基準と分担任務 市は、地震災害応急活動のため必要な体制をとる。活動体制の基準は下表による。 <table><tr><td rowspan="3">準備体制</td><td>基準</td><td>市内で震度3の地震が発表されたとき</td></tr><tr><td>体制をとる班</td><td>危機管理班</td></tr><tr><td>摘要</td><td>1.災害対策本部及び災害警戒本部は設置しない。 2.活動内容として、各種情報の収集連絡を行う。</td></tr><tr><td rowspan="2">警戒体制</td><td>基準</td><td>市内で震度4及び震度5弱の地震が発表されたとき</td></tr><tr><td>体制をとる人員及び班(人員数)</td><td>副市長以下の本部員(災害対策本部設置時は市長含む) 下記活動班の班長 秘書広報班(1)、危機管理班(5)、総務班(3)、税務班(2)、収納班(1)、管財班(2)、職員班(1)、市民協働班(2)、市民班(1)、生活交通安全班(1)、生活環境班(1)、環境事業班(2)、福祉班(2)、高齢福祉班(2)、子育て・健幸班(3)、農政班(3)、土木監理班(4)、都市計画班(2)、区画整理班(2)、水道班(2)、下水道班(2)、病院班〔うち事務局職員〕(2)、教育総務班(2)、学校教育班(2)、生涯学習班(1)、スポーツ推進班(2)、議会総</td></tr></table>		準備体制	基準	市内で震度3の地震が発表されたとき	体制をとる班	危機管理班	摘要	1.災害対策本部及び災害警戒本部は設置しない。 2.活動内容として、各種情報の収集連絡を行う。	警戒体制	基準	市内で震度4及び震度5弱の地震が発表されたとき	体制をとる人員及び班(人員数)	副市長以下の本部員(災害対策本部設置時は市長含む) 下記活動班の班長 秘書広報班(1)、危機管理班(5)、総務班(3)、税務班(2)、収納班(1)、管財班(2)、職員班(1)、市民協働班(2)、市民班(1)、生活交通安全班(1)、生活環境班(1)、環境事業班(2)、福祉班(2)、高齢福祉班(2)、子育て・健幸班(3)、農政班(3)、土木監理班(4)、都市計画班(2)、区画整理班(2)、水道班(2)、下水道班(2)、病院班〔うち事務局職員〕(2)、教育総務班(2)、学校教育班(2)、生涯学習班(1)、スポーツ推進班(2)、議会総	第3章 災害応急対策 第1項 活動体制の基準と分担任務 市は、地震災害応急活動のため必要な体制をとる。活動体制の基準は下表による。 <table><tr><td rowspan="3">準備体制</td><td>基準</td><td>市内で震度3の地震が発表されたとき</td></tr><tr><td>体制をとる班</td><td>危機管理班</td></tr><tr><td>摘要</td><td>1.災害対策本部及び災害警戒本部は設置しない。 2.活動内容として、各種情報の収集連絡を行う。</td></tr><tr><td rowspan="2">警戒体制</td><td>基準</td><td>市内で震度4及び震度5弱の地震が発表されたとき</td></tr><tr><td>体制をとる人員及び班(人員数)</td><td>副市長以下の本部員(災害対策本部設置時は市長含む) 下記活動班の班長 秘書広報班(1)、危機管理班(5)、総務班(2)、税務班(2)、収納班(1)、管財班(2)、職員班(1)、市民協働班(2)、市民班(1)、生活交通安全班(1)、生活環境班(1)、環境事業班(2)、福祉班(2)、高齢福祉班(2)、子育て・健幸班(3)、農政班(3)、土木監理班(4)、都市計画班(2)、区画整理班(2)、水道班(2)、下水道班(2)、病院班〔うち事務局職員〕(2)、教育総務班(2)、学校教育班(2)、生涯学習班(1)、スポーツ推進班(2)、議会総</td></tr></table>	準備体制	基準	市内で震度3の地震が発表されたとき	体制をとる班	危機管理班	摘要	1.災害対策本部及び災害警戒本部は設置しない。 2.活動内容として、各種情報の収集連絡を行う。	警戒体制	基準	市内で震度4及び震度5弱の地震が発表されたとき	体制をとる人員及び班(人員数)
準備体制	基準	市内で震度3の地震が発表されたとき																									
	体制をとる班	危機管理班																									
	摘要	1.災害対策本部及び災害警戒本部は設置しない。 2.活動内容として、各種情報の収集連絡を行う。																									
警戒体制	基準	市内で震度4及び震度5弱の地震が発表されたとき																									
	体制をとる人員及び班(人員数)	副市長以下の本部員(災害対策本部設置時は市長含む) 下記活動班の班長 秘書広報班(1)、危機管理班(5)、総務班(3)、税務班(2)、収納班(1)、管財班(2)、職員班(1)、市民協働班(2)、市民班(1)、生活交通安全班(1)、生活環境班(1)、環境事業班(2)、福祉班(2)、高齢福祉班(2)、子育て・健幸班(3)、農政班(3)、土木監理班(4)、都市計画班(2)、区画整理班(2)、水道班(2)、下水道班(2)、病院班〔うち事務局職員〕(2)、教育総務班(2)、学校教育班(2)、生涯学習班(1)、スポーツ推進班(2)、議会総																									
準備体制	基準	市内で震度3の地震が発表されたとき																									
	体制をとる班	危機管理班																									
	摘要	1.災害対策本部及び災害警戒本部は設置しない。 2.活動内容として、各種情報の収集連絡を行う。																									
警戒体制	基準	市内で震度4及び震度5弱の地震が発表されたとき																									
	体制をとる人員及び班(人員数)	副市長以下の本部員(災害対策本部設置時は市長含む) 下記活動班の班長 秘書広報班(1)、危機管理班(5)、総務班(2)、税務班(2)、収納班(1)、管財班(2)、職員班(1)、市民協働班(2)、市民班(1)、生活交通安全班(1)、生活環境班(1)、環境事業班(2)、福祉班(2)、高齢福祉班(2)、子育て・健幸班(3)、農政班(3)、土木監理班(4)、都市計画班(2)、区画整理班(2)、水道班(2)、下水道班(2)、病院班〔うち事務局職員〕(2)、教育総務班(2)、学校教育班(2)、生涯学習班(1)、スポーツ推進班(2)、議会総																									

羽島市地域防災計画修正案〔地震対策計画〕新旧対照表

頁	現計画	修正後	修正理由
72	第3節 ボランティア対策 (略) 1 市の活動 (1) 市は羽島市社会福祉協議会が、福祉ふれあい会館に設置する災害救援ボランティアセンターの設置及び運営に必要な情報機器等の設備や事務用品の調達を支援する。 <u>(追加)</u> (2) 災害救援ボランティアセンターが設置された場合には、市本部内にボランティア部会を設置し、関係機関への情報提供やセンターとの調整に当たる。 (3) 市本部は、ボランティアの活動状況を把握するとともに、ボランティア活動を行っている者の生活環境についての配慮を行う。 2 県の活動 県は、<u>(追加)</u> 県社会福祉協議会 <u>(追加)</u> と連携して、被災地におけるボランティアニーズを把握し、必要とするボランティア活動の内容、人数等について報道機関等の協力を得て全国へ情報提供し、参加を呼びかける。 3 羽島市社会福祉協議会の活動 羽島市社会福祉協議会は、災害のため必要があると認めるときは、羽島市社会福祉協議会災害対策本部を設置し、市本部等との協議の上、災害救援ボランティアセンターを福祉ふれあい会館に設置する。災害救援ボランティアセンターの運営は市本部及び県社会福祉協議会等と連携を図り、活動の詳細については、別に定める「災害救援ボランティアセンター運営マニュアル」による。 4 岐阜県社会福祉協議会の活動 岐阜県社会福祉協議会は、災害のため必要があると認めるときは、市及び県と連携して、市町村社会福祉協議会が設置する災害救援ボランティアセンターの支援を行う。また、被害が甚大で全国的な災害救援活動の必要があると認めるときは、全国社会福祉協議会に対し災害救援のための支援を要請する。	第3節 ボランティア対策 (略) 1 市の活動 (1) 市は羽島市社会福祉協議会が、福祉ふれあい会館に設置する災害 <u>(削除)</u> ボランティアセンターの設置及び運営に必要な情報機器等の設備や事務用品の調達を支援する。 <u>(2) 市は羽島市社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしている NPO・NGO 等のボランティア団体及び NPO 等との連携を図るとともに、中間支援組織(ボランティア団体・NPO 等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置する。</u> (<u>3</u>) 災害 <u>(削除)</u> ボランティアセンターが設置された場合には、市本部内にボランティア部会を設置し、関係機関への情報提供やセンターとの調整に当たる。 (<u>4</u>) 市本部は、ボランティアの活動状況を把握するとともに、ボランティア活動を行っている者の生活環境についての配慮を行う。 2 県の活動 県は、<u>大規模災害発生時に、速やかに災害ボランティア受入に係る総合調整等を担う災害ボランティア連絡調整会議を設置し、</u>県社会福祉協議会 <u>及び関係団体等</u> と連携して、被災地におけるボランティアニーズを把握し、必要とするボランティア活動の内容、人数等について報道機関等の協力を得て全国へ情報提供し、参加を呼びかける。 3 羽島市社会福祉協議会の活動 羽島市社会福祉協議会は、災害のため必要があると認めるときは、羽島市社会福祉協議会災害対策本部を設置し、市本部等との協議の上、災害 <u>(削除)</u> ボランティアセンターを福祉ふれあい会館に設置する。災害 <u>(削除)</u> ボランティアセンターの運営は市本部及び県社会福祉協議会等と連携を図り、活動の詳細については、別に定める「災害 <u>(削除)</u> ボランティアセンター運営マニュアル」による。 4 岐阜県社会福祉協議会の活動 岐阜県社会福祉協議会は、災害のため必要があると認めるときは、市及び県と連携して、市町村社会福祉協議会が設置する災害 <u>(削除)</u> ボランティアセンターの支援を行う。また、被害が甚大で全国的な災害救援活動の必要があると認めるときは、全国社会福祉協議会に対し災害救援のための支援を要請する。	「羽島市社会福祉協議会災害ボランティアセンター運営マニュアル」に沿った修正 県計画の変更に伴う修正 「羽島市社会福祉協議会災害ボランティアセンター運営マニュアル」に沿った修正 県計画の変更に伴う修正 県計画の変更に伴う修正 「羽島市社会福祉協議会災害ボランティアセンター運営マニュアル」に沿った修正 「羽島市社会福祉協議会災害ボランティアセンター運営マニュアル」に沿った修正

羽島市地域防災計画修正案〔地震対策計画〕新旧対照表

頁	現計画	修正後	修正理由
82	(略) 第6節 交通応急対策	(略) 第6節 交通応急対策	県計画の変更に伴う修正
87	(略) 第2項 輸送手段の確保	(略) 第2項 輸送手段の確保	
89	(略) 11 緊急物資の地域内輸送拠点の運用	(略) 11 緊急物資の地域内輸送拠点の運用	
90	(略) (3) (追加) 避難所等への輸送 (追加) 避難所等までの輸送は、原則として市が実施する。	(略) (3) 指定避難所等への輸送 指定避難所等までの輸送は、原則として市が実施する。	
91	(略) 第7節 通信の確保	(略) 第7節 通信の確保	
	(略) 2 通信の種類	(略) 2 通信の種類	
	(1) 有線通信施設による通信	(1) 有線通信施設による通信	
92	地震災害時における有線電話による通信は、次の方法による。 ア 一般加入電話による通信 災害時においても、通常的使用方法により一般加入電話を利用し、次の機関に連絡を行う。 a 気象機関 b 水防機関 c 消防救助機関 d 輸送確保関係機関 e 通信確保関係機関 f 電力供給関係機関 g 警察機関 h 災害予防、船舶、航空機の救援関係機関	地震災害時における有線電話による通信は、次の方法による。 ア 一般加入電話による通信 災害時においても、通常的使用方法により一般加入電話を利用し、次の機関に連絡を行う。 a 気象機関 b 水防機関 c 消防(削除)機関 d 輸送確保関係機関 e 通信確保関係機関 f 電力供給関係機関 g 警察機関 h 災害予防、船舶、航空機の救援関係機関	
95	(略) 第9節 地震災害情報等の収集・伝達	(略) 第9節 地震災害情報等の収集・伝達	
	(略) 2 被害状況等の報告	(略) 2 被害状況等の報告	
	(略) (2) 一定規模以上の災害 市は、「火災・災害等即報要領『第3 直接即報基準』」に該当する火災及び災害等を覚知したときは、第一報を県に加え、消防庁に対しても、原則として	(略) (2) 一定規模以上の災害 市は、「火災・災害等即報要領『第3 直接即報基準』」に該当する火災及び災害等を覚知したときは、第一報を県に加え、消防庁に対しても、原則として	「消防機関」が正式な名称のため

頁	現計画	修正後	修正理由
96	30 分以内に可能な限り早く、わかる範囲で直接、報告を行う。この場合において、消防庁から要請があった場合には、第一報後の報告も引き続き消防庁に対して行う。 また、消防機関へ 119 番通報が殺到した場合、市は、即報要領の様式に関わらず、最も迅速な方法で県に報告するとともに消防庁へも直接、報告する。 <u>（追加）</u>	30 分以内に可能な限り早く、わかる範囲で直接、報告を行う。この場合において、消防庁から要請があった場合には、第一報後の報告も引き続き消防庁に対して行う。 また、消防機関へ 119 番通報が殺到した場合、市は、即報要領の様式に関わらず、最も迅速な方法で県に報告するとともに消防庁へも直接、報告する。 <u>さらに、市は震度 6 弱以上の地震を観測した場合（総務省から必要に応じて報告を求められた災害を含む。）は、総務省が別に定める方法等により、県へ報告するものとする。県は同方法等により把握した被災市町村における行政機能の確保状況を総務省へ報告するものとする。</u>	県計画の変更に伴う修正
119	（略） 第 10 節 災害広報	（略） 第 10 節 災害広報	
120	（略） 5 被災者等への広報の配慮 市及び県等は、文字放送、外国語放送等のさまざまな広報手段を活用し、要配慮者の多様なニーズに配慮したわかりやすい情報伝達に努める。 また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者及び所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した広報を行う。 <u>（追加）</u>	（略） 5 被災者等への広報の配慮 市及び県等は、文字放送、外国語放送等のさまざまな広報手段を活用し、要配慮者の多様なニーズに配慮したわかりやすい情報伝達に努める。 また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者及び所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した広報を行う。 <u>特に外国人に対しては、多言語による災害情報の発信に配慮するものとする。</u>	
124	（略） 第 13 節 県防災ヘリコプターの活用 （略） 1 災害応急対策活動のための防災ヘリコプターの出動 県知事は、市長から防災ヘリコプター <u>の応援</u> 要請があり、次の要件のいずれかに該当するときは、防災ヘリコプターの出動による <u>応援</u> を行う。また、県知事は、県域内に災害等が発生し、または発生のおそれがある場合、防災ヘリコプターを出動させる。 (1) 災害の状況把握及び情報収集が必要な場合 (2) 被災地等への救援物資等の輸送及び応援要員等の搬送が必要な場合 (3) 住民への避難誘導及び警報等の伝達が必要な場合 (4) その他特に防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が必要と認められる場合 2 防災ヘリコプター <u>の応援</u> 要請 市は、防災ヘリコプター <u>の応援</u> 要請をする場合は、岐阜県防災ヘリコプター	（略） 第 13 節 県防災ヘリコプターの活用 （略） 1 災害応急対策活動のための防災ヘリコプターの出動 県知事は、市長から防災ヘリコプター <u>による支援の</u> 要請があり、次の要件のいずれかに該当するときは、防災ヘリコプターの出動による <u>支援</u> を行う。また、県知事は、県域内に災害等が発生し、または発生のおそれがある場合、防災ヘリコプターを出動させる。 (1) 災害の状況把握及び情報収集が必要な場合 (2) 被災地等への救援物資等の輸送及び応援要員等の搬送が必要な場合 (3) 住民への避難誘導及び警報等の伝達が必要な場合 (4) その他特に防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が必要と認められる場合 2 防災ヘリコプター <u>による支援の</u> 要請 市は、防災ヘリコプター <u>による支援を要請する</u> 場合は、岐阜県防災ヘリコプ	県計画の変更に伴う修正

頁	現計画	修正後	修正理由
125	<u>応援協定</u>に基づき、県に対して次の事項を明らかにして行う。 (1) 災害の種類 (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況 (3) 災害発生現場の気象状態 (4) <u>飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制</u> (5) <u>災害現場の最高指揮者の職、氏名及び連絡手段</u> (6) その他必要事項 3 防災ヘリコプターの運航体制 その他防災ヘリコプターの運航体制等については、「岐阜県防災ヘリコプター―<u>応援協定</u>」「岐阜県防災ヘリコプター運航管理要綱」の定めるところによる。 第14節 災害救助法の適用 (略) 1 制度の概要 災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るために、県知事が<u>国の機関</u>として応急救助を行うものであるが、救助の事務の一部を市長が行うこととすることができる。 救助の種類、程度、方法及び期間に関しては、<u>県知事が厚生労働大臣の承認を得て定めることとされており、市及び県が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。ただし、市は一時繰替支弁することがある。</u> <u>(追加)</u> (略) 3 災害救助法の適用 市長は、地震災害により災害救助法を適用する必要があると認めた場合、県知事に対しその旨を要請する。 県知事は、市長の要請に基づき必要があると認めた場合、災害救助法を適用する。 <u>(追加)</u> (略)	ター<u>支援</u>協定に基づき、県に対して次の事項を明らかにして行う。 (1) 災害の種類 (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況 (3) 災害発生現場の気象状態 (4) <u>離着陸を伴う場合においては離着陸予定地</u>及び地上支援体制 <u>(削除)</u> (5) その他必要事項 3 防災ヘリコプターの運航体制 その他防災ヘリコプターの運航体制等については、「岐阜県防災ヘリコプター―<u>支援</u>協定」「岐阜県防災ヘリコプター運航管理要綱」の定めるところによる。 第14節 災害救助法の適用 (略) 1 制度の概要 災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るために、県知事が<u>法廷受託事務</u>として応急救助を行うものであるが、救助の事務の一部を市長が行うこととすることができる。 救助の種類、程度、方法及び期間に関しては、<u>内閣総理大臣が定める基準に従い県知事が定めることとされており、市及び県が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。ただし、市は一時繰替支弁することがある。</u> <u>また、市及び県は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委託制度などの積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。</u> <u>なお、市が申請し、県知事の意見を聴いた上で、内閣総理大臣が指定した場合は、救助主体（以下「救助実施市」という。）となることもできる。</u> (略) 3 災害救助法の適用 市長は、地震災害により災害救助法を適用する必要があると認めた場合、県知事に対しその旨を要請する。 県知事は、市長の要請に基づき必要があると認めた場合、災害救助法を適用する。 <u>また、県知事は多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合、災害救助法を適用する。</u> (略)	県計画の変更に伴う修正 県計画の変更に伴う修正 県計画の変更に伴う修正

羽島市地域防災計画修正案〔地震対策計画〕新旧対照表

頁	現計画	修正後	修正理由
128	第 15 節 避難対策 (略)	第 15 節 避難対策 (略)	県計画の変更に伴う修正
130	4 避難場所及び避難所の開設・運用 (1) 避難所の開設場所 市は、災害が発生するおそれがある場合又は発災時に、必要に応じ、指定避難所を <u>開設</u> し、住民等に対し周知徹底を図る。また、要支援者のため、福祉避難所を開設するものとする。必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者の多様なニーズに配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。なお、 <u>(追加)</u> 避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、 <u>(追加)</u> 当該地域に避難場所を設置・維持することの適否を検討する。 市及び県は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等の利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。 参考資料 21「避難所及び福祉避難所一覧」	4 避難場所及び避難所の開設・運用 (1) 避難所の開設場所 市は、災害が発生するおそれがある場合又は発災時に、必要に応じ、指定避難所を <u>開放</u> し、住民等に対し周知徹底を図る。また、要支援者のため、福祉避難所を開設するものとする。必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者の多様なニーズに配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。なお、 <u>指定</u> 避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、 <u>あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。</u> 当該地域に避難場所を設置・維持することの適否を検討する。 市及び県は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等の利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。 参考資料 21「避難所及び福祉避難所一覧」	
	(2) <u>(追加)</u> 避難所の周知 市長は、 <u>(追加)</u> 避難所を開設した場合、その旨を告示して速やかに地域住民に周知するとともに、県をはじめ県警察、自衛隊等関係機関に連絡する。 (略)	(2) <u>指定</u> 避難所の周知 市長は、 <u>指定</u> 避難所を開設した場合、その旨を告示して速やかに地域住民に周知するとともに、県をはじめ県警察、自衛隊等関係機関に連絡する。 (略)	
131	(10) <u>(追加)</u> 避難所の運営・管理等 市は、あらかじめ定めた避難所運営マニュアル（在宅被災者への対応を含む。）に従って各 <u>(追加)</u> 避難所の適切な運営管理を行う。この際、 <u>(追加)</u> 避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求める。また、 <u>(追加)</u> 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。 市は、 <u>(追加)</u> 避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。	(10) <u>指定</u> 避難所の運営・管理等 市は、あらかじめ定めた避難所運営マニュアル（在宅被災者への対応を含む。）に従って各 <u>指定</u> 避難所の適切な運営管理を行う。この際、 <u>指定</u> 避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求める。また、 <u>指定</u> 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。 市は、 <u>指定</u> 避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、 <u>下水道又は浄化槽の排水経路等を踏まえた</u> トイレの	県計画の変更に伴う修正

頁	現計画	修正後	修正理由
132	そのため、食事供与の状況、<u>(追加)</u> トイレの設置 <u>(追加)</u> 状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や <u>(追加)</u> 避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、<u>(追加)</u> 避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 市は、<u>(追加)</u> 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による <u>(追加)</u> 避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した <u>(追加)</u> 避難所の運営に努める。また、外国人への対応について十分配慮するものとする。 市は、それぞれの <u>(追加)</u> 避難所に受入れている避難者に係る情報及び <u>(追加)</u> 避難所で生活せず <u>食事のみ</u> 受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努めるものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供するものとする。 市は、やむを得ず <u>(追加)</u> 避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。 (略)	設置・<u>使用可能</u> 状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や <u>指定</u> 避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、<u>指定</u> 避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 市は、<u>指定</u> 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による <u>指定</u> 避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した <u>指定</u> 避難所の運営に努める。また、外国人への対応について十分配慮するものとする。 市は、それぞれの <u>指定</u> 避難所に受入れている避難者に係る情報及び <u>指定</u> 避難所で生活せず <u>食料や水等を</u> 受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努めるものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供するものとする。 市は、やむを得ず <u>指定</u> 避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。 (略)	
133	(13) <u>(追加)</u> 避難所における措置 <u>(追加)</u> 避難所における市長の実施する救援措置は、おおむね次のとおりとする。 ア 被災者の受入れ イ 被災者に対する給水、給食措置 ウ 負傷者に対する医療救護措置 エ 被災者に対する生活必需品の供給措置 オ その他被災状況に応じた応援救援措置 (14) ボランティアの活用 市は、<u>(追加)</u> 避難所を開設するにあたって、日本赤十字社奉仕団、その他	(13) <u>指定</u> 避難所における措置 <u>指定</u> 避難所における市長の実施する救援措置は、おおむね次のとおりとする。 ア 被災者の受入れ イ 被災者に対する給水、給食措置 ウ 負傷者に対する医療救護措置 エ 被災者に対する生活必需品の供給措置 オ その他被災状況に応じた応援救援措置 (14) ボランティアの活用 市は、<u>指定</u> 避難所を開設するにあたって、日本赤十字社奉仕団、その他ボラ	県計画の変更に伴う修正 県計画の変更に伴う修正

羽島市地域防災計画修正案〔地震対策計画〕新旧対照表

頁	現計画	修正後	修正理由
134	ボランティア団体の協力を得て、<u>(追加)</u> 避難所の生活環境の保持等に努める。 県は、市の実施する救援措置が円滑に行われるよう、ボランティアのあつせんをする。 (略) 10 要配慮者への配慮 市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。 市及び県は、避難誘導、<u>(追加)</u> 避難所 <u>(追加)</u> での生活環境の保持及び応急仮設住宅への受入れに当たっては、災害時要配慮者に十分配慮する。特に<u>(追加)</u> 避難所 <u>(追加)</u> での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努め、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。 (略)	ンティア団体の協力を得て、<u>指定</u>避難所の生活環境の保持等に努める。 県は、市の実施する救援措置が円滑に行われるよう、ボランティアのあつせんをする。 (略) 10 要配慮者への配慮 市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。 市及び県は、避難誘導、<u>指定</u>避難所<u>等</u>での生活環境の保持及び応急仮設住宅への受入れに当たっては、災害時要配慮者に十分配慮する。特に<u>指定</u>避難所<u>等</u>での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努め、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。 (略)	県計画の変更に伴う修正
134-1	12 広域一時滞在 市は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市外への広域的な避難及び <u>(追加)</u> 応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。 (略)	12 広域一時滞在 市は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市外への広域的な避難及び <u>指定避難所</u>、応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。 (略)	県計画の変更に伴う修正
144	第 20 節 要配慮・避難行動要支援者対策 (略) 1 要配慮者・避難行動要支援者対策 市は、市計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。 市は、市計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を<u>作成するものとする。</u> (略)	第 20 節 要配慮・避難行動要支援者対策 (略) 1 要配慮者・避難行動要支援者対策 市は、市計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。 市は、市計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を<u>作成し</u>	県計画の変更に伴う修正
145	3 外国人対策 (1) 各種通訳の実施 県は、公益財団法人岐阜県国際交流センターの協力を得て、通訳ボランティアを必要な地域に派遣する。	3 外国人対策 (1) 各種通訳の実施 県は、公益財団法人岐阜県国際交流センターの協力を得て、通訳ボランティアを必要な地域に派遣する。	

羽島市地域防災計画修正案〔地震対策計画〕新旧対照表

頁	現計画	修正後	修正理由
147	(2) 正確な情報の伝達 県と市は、テレビ・ラジオ等の外国語放送による正確な情報を伝達するなど、外国人に対し、避難所や物資支給等の必要な情報が欠如、混乱することがないように努める。 (略) 第 21 節 帰宅困難者対策 1 市民及び事業所等の啓発 市及び県は、都市圏において、公共機関が運行を停止し、帰宅困難者が大量に発生する場合は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、<u>(追加)</u> <u>滞在場所</u>の確保などの帰宅困難者等への支援を行う。また、各種手段により、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業所の責務等、必要な啓発に努める。 (略)	(2) 正確な情報の伝達 県と市は、テレビ・ラジオ等の外国語放送<u>や多言語によるインターネットなどを通して</u>正確な情報を伝達するなど、外国人に対し、避難所や物資支給等の必要な情報が欠如、混乱することがないように努める。 (略) 第 21 節 帰宅困難者対策 1 市民及び事業所等の啓発 市及び県は、都市圏において、公共機関が運行を停止し、帰宅困難者が大量に発生する場合は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、<u>一時滞在施設</u>の確保などの帰宅困難者等への支援を行う。また、各種手段により、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業所の責務等、必要な啓発に努める。 (略)	県計画の変更に伴う修正 県計画の変更に伴う修正
148	第 22 節 応急住宅対策 1 住宅確保等の種別 住宅を失いまたは破損し、もしくは土石の侵入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修繕等は、おおむね次の種類及び順位による。	第 22 節 応急住宅対策 1 住宅確保等の種別 住宅を失いまたは破損し、もしくは土石の侵入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修繕等は、おおむね次の種類及び順位による。	

頁	現計画		修正後		修正理由																																										
149	<table><tr><th colspan="2">対 象 種 別</th><th>内 容</th></tr><tr><td rowspan="5">住 宅 確 保</td><td>1 自力確保</td><td>(1)自 費 建 設 (2)既 存 建 物 の 改 造 (3)借 用</td><td>被災世帯が自力(自費)で建設する。 被災を免れた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。 親戚その他一般の借家、貸間、アパート等を自力で借りる。</td></tr><tr><td>2 既存公営施設収容</td><td>(1)公 営 住 宅 入 居 (2)社会福祉施設への入所</td><td>既存公営住宅への特定入居、または目的外使用。 老人ホーム、児童福祉施設等、県、市町村または社会福祉法人の経営する施設への優先入所。</td></tr><tr><td>3 国庫資金融資</td><td>災 害 復 興 住 宅 融 資 地 す べ り 等 関 連 住 宅 融 資</td><td>自費で建設するには資金が不足する者に対して独立行政法人住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。</td></tr><tr><td>4 公営住宅建設</td><td>(1)災 害 公 営 住 宅 の 建 設 (2)一 般 公 営 住 宅 の 建 設</td><td>大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。 一般の公営住宅を建設する。</td></tr><tr><td>5 災害救助法による仮設住宅建設</td><td colspan="2">生活能力が低い世帯のため市町村が仮設の住宅を建設する。</td></tr><tr><td rowspan="4">住 宅 修 繕</td><td>1 自 費 修 繕</td><td colspan="2">被災者が自力(自費)で修繕する。</td></tr><tr><td>2 資金融資</td><td>(1)国 庫 資 金 融 資 (2)そ の 他 公 費 融 資</td><td>自費で修繕するには資金が不足する者に独立行政法人住宅金融支援機構が融資(災害復興住宅融資)して補修する。 生活困窮世帯に対しては社会福祉協議会、及び県が融資して改築あるいは補修する。</td></tr><tr><td>3 災害救助法による応急修理</td><td colspan="2">生活能力の低い世帯のため市町村が応急的に修繕する。</td></tr><tr><td>4 生活保護法による家屋修理</td><td colspan="2">保護世帯に対し、生活保護法で修理する。</td></tr><tr><td rowspan="4">障 害 物 の 除 去 等</td><td>1 自 費 除 去</td><td colspan="2">被災者が自力(自費)で除去する。</td></tr><tr><td>2 除去費等の融資</td><td colspan="2">自力で整備するには資金が不足する者に対し住宅修繕同様融資して除去する。</td></tr><tr><td>3 災害救助法による除去</td><td colspan="2">生活能力の低い世帯のために市町村が除去する。</td></tr><tr><td>4 生活保護法による除去</td><td colspan="2">保護世帯に対し、土砂等の除去または屋根の雪下ろしを生活保護法で行う。</td></tr></table>	対 象 種 別		内 容	住 宅 確 保	1 自力確保	(1)自 費 建 設 (2)既 存 建 物 の 改 造 (3)借 用	被災世帯が自力(自費)で建設する。 被災を免れた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。 親戚その他一般の借家、貸間、アパート等を自力で借りる。	2 既存公営施設収容	(1)公 営 住 宅 入 居 (2)社会福祉施設への入所	既存公営住宅への特定入居、または目的外使用。 老人ホーム、児童福祉施設等、県、市町村または社会福祉法人の経営する施設への優先入所。	3 国庫資金融資	災 害 復 興 住 宅 融 資 地 す べ り 等 関 連 住 宅 融 資	自費で建設するには資金が不足する者に対して独立行政法人住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。	4 公営住宅建設	(1)災 害 公 営 住 宅 の 建 設 (2)一 般 公 営 住 宅 の 建 設	大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。 一般の公営住宅を建設する。	5 災害救助法による仮設住宅建設	生活能力が低い世帯のため市町村が仮設の住宅を建設する。		住 宅 修 繕	1 自 費 修 繕	被災者が自力(自費)で修繕する。		2 資金融資	(1)国 庫 資 金 融 資 (2)そ の 他 公 費 融 資	自費で修繕するには資金が不足する者に独立行政法人住宅金融支援機構が融資(災害復興住宅融資)して補修する。 生活困窮世帯に対しては社会福祉協議会、及び県が融資して改築あるいは補修する。	3 災害救助法による応急修理	生活能力の低い世帯のため市町村が応急的に修繕する。		4 生活保護法による家屋修理	保護世帯に対し、生活保護法で修理する。		障 害 物 の 除 去 等	1 自 費 除 去	被災者が自力(自費)で除去する。		2 除去費等の融資	自力で整備するには資金が不足する者に対し住宅修繕同様融資して除去する。		3 災害救助法による除去	生活能力の低い世帯のために市町村が除去する。		4 生活保護法による除去	保護世帯に対し、土砂等の除去または屋根の雪下ろしを生活保護法で行う。		県計画の変更に伴う修正
	対 象 種 別		内 容																																												
住 宅 確 保	1 自力確保	(1)自 費 建 設 (2)既 存 建 物 の 改 造 (3)借 用	被災世帯が自力(自費)で建設する。 被災を免れた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。 親戚その他一般の借家、貸間、アパート等を自力で借りる。																																												
	2 既存公営施設収容	(1)公 営 住 宅 入 居 (2)社会福祉施設への入所	既存公営住宅への特定入居、または目的外使用。 老人ホーム、児童福祉施設等、県、市町村または社会福祉法人の経営する施設への優先入所。																																												
	3 国庫資金融資	災 害 復 興 住 宅 融 資 地 す べ り 等 関 連 住 宅 融 資	自費で建設するには資金が不足する者に対して独立行政法人住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。																																												
	4 公営住宅建設	(1)災 害 公 営 住 宅 の 建 設 (2)一 般 公 営 住 宅 の 建 設	大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。 一般の公営住宅を建設する。																																												
	5 災害救助法による仮設住宅建設	生活能力が低い世帯のため市町村が仮設の住宅を建設する。																																													
住 宅 修 繕	1 自 費 修 繕	被災者が自力(自費)で修繕する。																																													
	2 資金融資	(1)国 庫 資 金 融 資 (2)そ の 他 公 費 融 資	自費で修繕するには資金が不足する者に独立行政法人住宅金融支援機構が融資(災害復興住宅融資)して補修する。 生活困窮世帯に対しては社会福祉協議会、及び県が融資して改築あるいは補修する。																																												
	3 災害救助法による応急修理	生活能力の低い世帯のため市町村が応急的に修繕する。																																													
	4 生活保護法による家屋修理	保護世帯に対し、生活保護法で修理する。																																													
障 害 物 の 除 去 等	1 自 費 除 去	被災者が自力(自費)で除去する。																																													
	2 除去費等の融資	自力で整備するには資金が不足する者に対し住宅修繕同様融資して除去する。																																													
	3 災害救助法による除去	生活能力の低い世帯のために市町村が除去する。																																													
	4 生活保護法による除去	保護世帯に対し、土砂等の除去または屋根の雪下ろしを生活保護法で行う。																																													
(略) 2 実施体制 応急仮設住宅の供与、住宅の応急修繕及び障害物の除去等は、原則として市長が行う。災害救助法が適用された場合においても県知事から委任されたとき、または県知事による救助のいとまがないときは、市長が行う。 市及び県は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修繕について、業界団体に協力を求めて実施する。<u>応急仮設住宅を建設して確保することが困難な場合は、関係団体に協力を求め、民間賃貸住宅を借り上げて提供する。</u>また、災害発生時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空家等の把握に努め、必要時に迅速にあっせんできるように準備する。 市は、自ら応急仮設住宅の供給、住宅の応急修繕及び障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村または県に応援を得て実施する。 (略)																																															
156	第 23 節 医療・救護活動	(略)	第 23 節 医療・救護活動	(略)	県計画の変更に伴う修正																																										
	(4) 災害派遣医療チーム (DMAT) 等の派遣要請	(4) 災害派遣医療チーム (DMAT) 等の派遣要請																																													

羽島市地域防災計画修正案〔地震対策計画〕新旧対照表

頁	現計画	修正後	修正理由
161	市及び県は、必要に応じて医療関係機関又は国非常本部等に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請する。 県は、その区域内又は近隣県からの災害派遣医療チーム（DMAT）<u>（追加）</u>等の派遣に係る調整を行う。また、活動場所（医療機関、救護所など）の確保を図る。 （略） 第 24 節 救助活動 1 救助活動 市及び県警察は、緊密な連携のもとに速やかに救出作業を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に収容する。 なお、作業は、必要に応じ機械、器具を借り上げ、岐阜県防災ヘリコプター<u>応援</u>協定に基づき、防災ヘリコプターを要請するなど実情に即した方法により速やかに行う。 市本部における被災者の救出は、本部連絡員室が消防部・県支部警察班その他関係機関と連絡を取って実施するが、直接の実施は市本部班員、消防部員あるいは奉仕団員等の労力などによって行う。 （略）	市及び県は、必要に応じて医療関係機関又は国非常本部等に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請する。 県は、その区域内又は近隣県からの災害派遣医療チーム（DMAT）<u>やドクターヘリ</u>等の派遣に係る調整を行う。また、活動場所（医療機関、救護所など）の確保を図る。 （略） 第 24 節 救助活動 1 救助活動 市及び県警察は、緊密な連携のもとに速やかに救出作業を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に収容する。 なお、作業は、必要に応じ機械、器具を借り上げ、岐阜県防災ヘリコプター<u>支援</u>協定に基づき、防災ヘリコプターを要請するなど実情に即した方法により速やかに行う。 市本部における被災者の救出は、本部連絡員室が消防部・県支部警察班その他関係機関と連絡を取って実施するが、直接の実施は市本部班員、消防部員あるいは奉仕団員等の労力などによって行う。 （略）	県計画の変更に伴う修正 応援協定から支援協定に変更されたため。
163	第 25 節 遺体の搜索・取り扱い・埋葬 【方針】 地震災害時に死亡した者の遺体の搜索、見分、取り扱い、<u>埋葬</u>等を的確に実施するため、遺体搜索体制の確立、必要機器や遺体安置場の確保、他市町村、隣県等の協力による火葬の実施等迅速に必要な措置を行う。広域に被災した場合は、検視、検案体制を含め、広域調整を行う。 （略）	第 25 節 遺体の搜索・取り扱い・<u>埋火葬</u> 【方針】 地震災害時に死亡した者の遺体の搜索、見分、取り扱い、<u>埋火葬</u>等を的確に実施するため、遺体搜索体制の確立、必要機器や遺体安置場の確保、他市町村、隣県等の協力による火葬の実施等迅速に必要な措置を行う。広域に被災した場合は、検視、検案体制を含め、広域調整を行う。 （略）	記載誤りに伴う修正
166	3 遺体の埋火葬 (1) 遺体の<u>埋葬</u> 市は、遺体を遺族へ引き渡しまたは火葬に付し、骨つぼもしくは骨箱を遺族に引き渡す。身元の判明しない遺体は、福祉班は火葬に付し、墓地または納骨堂に埋収蔵する等必要な措置をとる。 なお、<u>埋葬</u>の実施に当たっては次の点に留意を要する。 （略） (2) 基準 （略）	3 遺体の埋火葬 (1) 遺体の<u>埋火葬</u> 市は、遺体を遺族へ引き渡しまたは火葬に付し、骨つぼもしくは骨箱を遺族に引き渡す。身元の判明しない遺体は、福祉班は火葬に付し、墓地または納骨堂に埋収蔵する等必要な措置をとる。 なお、<u>埋火葬</u>の実施に当たっては次の点に留意を要する。 （略） (2) 基準 （略）	記載誤りに伴う修正
167	ウ 費用の範囲及び限度	ウ 費用の範囲及び限度	

頁	現計画	修正後	修正理由
173	埋火葬に要する費用の範囲及び限度は次のとおりである。 a 費用の範囲 棺、骨つぼ、<u>火葬または土葬</u>に要する経費で、<u>埋火葬の際の人夫及び輸送に要する経費を含むが、埋火葬に当たっての</u>供花代、酒代等は含まない。 (略) (3) 報告及び事務手続 市本部福祉班は、埋火葬を実施したときは「救助実施記録日計票(様式 73 号)」、「救助の種目別物資受払状況(様式 74 号)」及び「<u>埋葬</u>台帳(様式 98 号)」を作成し、整備保管するとともにその状況を毎日、県本部防災班に「救助日報(様式 5 号)」により報告する。 (略) 6 応援協力 市は、自ら遺体の搜索、取り扱い、収容、<u>埋葬</u>の実施が困難な場合、他市町村または県へ実施、もしくは実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。 県は、市町村の実施する遺体の搜索、取り扱い、収容、<u>埋葬</u>に特に必要があると認めたときは、他市町村ほか関係機関・団体に応援するよう指示する。 応援の要求を受けた機関は、積極的に協力する。 (略) 第 28 節 清掃活動 (略) 2 災害廃棄物の発生への備え 市は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（<u>(追加) 避難所 (追加)</u>ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。 (略)	埋火葬に要する費用の範囲及び限度は次のとおりである。 a 費用の範囲 棺、骨つぼ、<u>埋火葬</u>に要する経費で、<u>その</u>人夫及び輸送に要する経費を含むが、<u>(削除)</u> 供花代、酒代等は含まない。 (略) (3) 報告及び事務手続 市本部福祉班は、埋火葬を実施したときは「救助実施記録日計票(様式 73 号)」、「救助の種目別物資受払状況(様式 74 号)」及び「<u>埋火葬</u>台帳(様式 98 号)」を作成し、整備保管するとともにその状況を毎日、県本部防災班に「救助日報(様式 5 号)」により報告する。 (略) 6 応援協力 市は、自ら遺体の搜索、取り扱い、収容、<u>埋火葬</u>の実施が困難な場合、他市町村または県へ実施、もしくは実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。 県は、市町村の実施する遺体の搜索、取り扱い、収容、<u>埋火葬</u>に特に必要があると認めたときは、他市町村ほか関係機関・団体に応援するよう指示する。 応援の要求を受けた機関は、積極的に協力する。 (略) 第 28 節 清掃活動 (略) 2 災害廃棄物の発生への備え 市は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（<u>指定避難所</u>のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。 (略)	記載誤りに伴う修正 記載誤りに伴う修正 記載誤りに伴う修正 県計画の変更に伴う修正
195	第 4 章 東海地震に関する事前対策	第 4 章 東海地震に関する事前対策	

地震-22

地震-22

羽島市地域防災計画修正案〔原子力災害対策計画〕新旧対照表

頁	現計画	修正後	修正理由
1	第 1 章 総則 （略） 第 2 節 計画の性格 （略） 2 計画の策定又は修正に際し遵守すべき指針 この計画の修正に際しては、国の原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成 24 年 10 月 31 日策定、<u>平成 28 年 3 月 1 日</u>最終改定、以下「指針」という。）を遵守する。 （略）	第 1 章 総則 （略） 第 2 節 計画の性格 （略） 2 計画の策定又は修正に際し遵守すべき指針 この計画の修正に際しては、国の原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成 24 年 10 月 31 日策定、<u>平成 30 年 10 月 1 日</u>最終改定、以下「指針」という。）を遵守する。 （略）	県計画の変更に伴う修正